

令和4年第5回平群町議会

定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日	令和4年9月14日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会 （ 開 議 ）	9月14日午前9時0分宣告（第3日）
出 席 議 員	<p>1 番 岩 崎 真 滋                      2 番 長 良 俊 一</p> <p>3 番 山 本 隆 史                      4 番 井 戸 太 郎</p> <p>5 番 稲 月 敏 子                      6 番 植 田 い ず み</p> <p>7 番 山 口 昌 亮                      8 番 森 田 勝</p> <p>9 番 山 田 仁 樹                      1 0 番 窪 和 子</p> <p>1 2 番 馬 本 隆 夫</p>
欠 席 議 員	な し
<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<p>町 長                      西 脇 洋 貴</p> <p>副 町 長                      植 田 充 彦</p> <p>教 育 長                      岡 弘 明</p> <p>総 務 部 長                      西 岡 勝 三</p> <p>住 民 福 祉 部 長                      寺 口 嘉 彦</p> <p>事 業 部 長                      巳 波 規 秀</p> <p>教 育 部 長                      川 西 貴 通</p> <p>政 策 推 進 課 長                      山 崎 孔 史</p> <p>総 務 防 災 課 長                      松 本 光 弘</p> <p>税 務 課 長                      末 永 潤 子</p> <p>健 康 保 険 課 長                      乾 充 喜</p> <p>福 祉 こ ど も 課 長                      岡 田 康 裕</p> <p>観 光 産 業 課 長                      酒 井 智 志</p> <p>都 市 建 設 課 長                      竹 吉 一 人</p> <p>上 下 水 道 課 長                      大 辻 孝 司</p> <p>教 育 委 員 会 総 務 課 長                      浦 井 久 嘉</p> <p>観 光 産 業 課 参 事                      島 野 千 洋</p>
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	<p>議 会 事 務 局 長                      藤 本 佳 利</p> <p>主 幹                      高 橋 恭 世</p> <p>主 査                      竹 村 恵</p>
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和 4 年 第 5 回 ( 9 月 )  
平群町議会定例会議事日程 ( 第 3 号 )

令和 4 年 9 月 1 4 日 ( 水 )  
午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

一般質問発言順序

発言 順序	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
6	4 番	井戸 太郎	1 雑草対策について新たな方法を
7	8 番	森田 勝	1 起債（借金）の繰り上げ返済について 2 税等の滞納の徴収強化について 3 普通財産を積極的に売却すべき
8	9 番	山田 仁樹	1 平群町道、重点整備 3 路線の進捗状況について 2 償却資産税の課税強化について
9	5 番	稲月 敏子	1 平和啓発事業の充実を 2 町役場庁庭の整備を 3 男性トイレにサンタリーボックスの設置を
1 0	7 番	山口 昌亮	1 櫛原山林のメガソーラー開発について 2 虚偽説明で廃止を決めたウォーターパークは存 続を

再 開 （午前 9時00分）

○議 長

皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で定足数に達しておりますので、これより令和4年平群町議会第5回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問は10名の議員から提出されており、昨日に5名の議員の一般質問が終わっております。本日は5名の議員の質問を順次許可いたします。

まず、発言番号6番、議席番号4番、井戸議員の質問を許可いたします。井戸議員。

○4 番

おはようございます。議席番号4番、井戸太郎でございます。議長の許可を得ましたので、通告に基づきまして大きく1点質問させていただきます。よろしく願いいたします。

雑草対策について新たな方法を。平群町は田園都市を掲げ、自然豊かなまちづくりを目指しています。しかし、これはメリットばかりではありません。草刈り等のメンテナンス料が多くなり、それによる住民の苦情、ひいては財政を圧迫します。田園が豊富であれば河川が多くなります。河川近くには膨大な量の草が生えています。

いにしへの歴史を持つ竜田川、平群町の宝物です。しかし、竜田川沿いは雑草で道路を塞いでいます。また、古くなった道路の裂け目からも雑草が飛び抜けています。そして、公園のメンテナンスも大変であります。潤沢に予算と人員があれば雑草の剪定にも問題ないのかもしれませんが、現状として十分にできておらず、住民の方から私の下に苦情が絶えません。相次いでおります。

実際に私の経験においても、草の伸びる時期は道路沿いの剪定が間に合っておらず、車を運転していると中央線を越えてまで草を避けなければならない場所も多くありました。

今年から新たに業者をお願いしているところですが、付け焼き刃です。雑草が伸びない土や面を開発等をするとして、本格的な対策をすべきだと考えます

が、いかがでしょうか。

以上、大きく1点でございます。答弁よろしく願いいたします。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、井戸議員御質問の雑草対策について新たな方法をについてお答えいたします。

現在、本町が雑草対策として管理しているのは道路、公園、緑地、河川、町有財産など全体で約9万4,000平米となります。そのほかに、行政の手の行き届かない範囲は地元自治会の協力の上、集落内幹線道路及び生活道路等の草刈りを年数回実施いただいております。また、竜田川沿い遊歩道なども関係ボランティア団体協力の下、実施しております。

これまで町内除草作業は町雇用の施設作業員3名と業者発注にて実施してまいりましたが、議員御指摘のように、雑草の繁茂期となると除草作業が追いつかない状況もございました。車両や歩行者の通行に支障を来すケースもありますので、今年度から新たに予算を確保して、除草作業を業者発注し、大幅な対応の強化を図っているところです。

雑草対策としてコンクリートによる被覆を行う等の対応を実施した場所もございしますが、被覆処理が向いていない場所、また、除草剤などの使用が難しい場所など、その抑制が難しいのも現状であります。今後も議員御提案の雑草の伸びない土の利用等も含め、有効な抑制策を検討しながら適正な維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

○議長

井戸議員。

○4番

前向きな答弁ありがとうございます。大手のホームセンター等でもそういう土、もうニーズがあるんでしょうね。ネット上でもあふれ返っております、そういう草の生えない土ですね。しかしながら、値段もそれなりにしますから、私が調べたところ、あるところではマジカルサンド15キログラムで648円。15と言ったら1袋ですよ。1袋で648円もしてしまうということもあります。コンクリートもいいと思います。ブロックもいいと思います。何かしらいいそういう、今後ね、もう必ず続くことですから、ぜひともいい対応を考えて、よろしく願いいたします。

私の一般質問をこれで終わります。

○議長

それでは、井戸議員の一般質問を終了します。

午前9時20分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 9時06分)

再 開 (午前 9時20分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号7番、議席番号8番、森田議員の質問を許可いたします。

○8番

ただいま議長の許可を頂きましたので、先般、通告どおり大きく3点質問します。今回は3点ともお金に関する質問です。町長はじめ職員の皆様には簡潔に明瞭な答弁をお願いをいたしまして、質問に入ります。

1点目は起債(借金)の繰上げ返済、償還について、質問です。

平群町の令和3年度の償還額、借金返済は、元金約15億2,800万円、利子約8,100万円、元利合わせると16億900万円で、これで起債の残高は約137億5,000万円となりました。

その主な借入れ額は、ゆめさとこども園で11億6,560万円、金利は0.35から0.76%、償還完了は令和17年5月、平群小学校は6億1,070万円で、金利は0.1から0.4%、償還完了は令和22年3月、土地開発公社からの買戻し(第三セクター債)は18億7,670万円で、金利は0.75%、償還完了は令和24年5月、平群駅周辺整備は41億7,800万円で、金利が0.03%から1.8%、償還は令和32年5月、総合文化センターは13億5,380万円で、金利は0.03%から0.4%、償還完了は令和24年5月となっています。

本年度は償還額は、元金9億2,500万円、利子6,000万円、元利合わせて9億8,500万円でありましたが、今議会補正予算で臨時財政対策債2億8,800万円を繰上償還することになりまして、償還額は12億1,300万円となり、本年度の起債残高は125億3,700万円になると思われま

す。そこで、3点質問します。

一つ目は今後の繰上償還についてです。今議会で、先ほど申しあげましたように、2億8,800万円を繰上償還を行った結果、今年度末の起債残高は125億3,700万円と思われるわけではありますが、今後も繰上償還を進めるお考えでしょうか。

二つ目は、起債残高、基金積立ての目標についてであります。先ほど申しあげましたが、今年度末の起債残高は約125億3,700万の見込みですが、起債残高を幾らに抑えるのか。目標金額はあるのでしょうか。私的には町の財政規模を考えますと、100億円に抑えるべきだと思います。

二つ目は、令和3年度末財政調整基金が4億6,500万円となりましたが、基金の積立て目標はあるのでしょうか。

三つ目は、起債の種類についてであります。

①交付税算入される起債とそうでない起債の残高は幾らになるのでしょうか。

②起債を借り換えるとなるとペナルティーを科せられる起債の残高は幾らあるのでしょうか。

この件ですが、昨年、作成されました緊急財政健全化計画で、発行の起債の借り換えを毎年6,500万というものが記載されておりましたが、具体的な計画があるのでしょうか。

2点目は税等の滞納の徴収強化について質問します。

令和3年度の一般会計は、歳入で地方交付税、地方消費税交付金、斎場使用料の増額、歳出で不用額が発生したことにより、実質収支は約4億円の黒字となり、また、実質単年度収支も約5億9,400万円の黒字となりました。

令和3年度の決算によりますと、一般会計で不納欠損が35万円、滞納が5,971万円計上されております。不納欠損と滞納を加えますと約6,000万円になり、これらの不納欠損と税、使用料の滞納をきっちり徴収すると収支が6,000万円上積みされ、実質収支が4億6,000万円になります。

そこでディベート、議論を深めるために、奨学金、給食費を除く滞納の一覧表を添付しております。また、一、二年の短いタームで比較しても滞納の状況が分からないと思ひまして、令和3年と10年前の平成24年と比較しておりますので、御覧いただければ一目瞭然じゃないかと思ひます。

それでは、表に基づき議論してまいりたいと思ひますが、平成24年の不納額は約1,700万円、滞納で約2億9,000万円あったものが、10年後の令和3年度には不納欠損は約100万円、滞納は1億9,000万円となり、不納欠損で約1,600万円、滞納で約1億円、減ったわけでございます。これは職員の御努力のたまものだというふうに思ひます。

しかし、一般会計で10年で滞納が約1,800万円改善しているわけですが、その中身を見ると、町民税、固定資産税は約2,800万円減っている一方、町営住宅、改良住宅の家賃などの滞納が約1,100万円と逆に増えており、令和3年度決算を見るだけでも収入済みが1,665万円、滞納が2,760万円と収入より滞納が1,100万円多いことは理解し難いと思うのであります。

特別会計の住宅新築資金貸付金の滞納は10年前より約5,625万円減っていますが、滞納の7,557万円は決して少ない額でないと思います。また、国保税は10年前より滞納は2,827万円、介護保険は逆に100万円増えております。国保の場合は滞納をすると保険証の交付がされないので、保険で受診できなくなるわけで、この問題は命に直結する問題ですので、どのように処理されているのでしょうか。

事業会計の水道で約405万円、下水道で140万円増えています。水道、下水は企業会計でありますので、滞納は売上げに計上されておりますので、これは別の意味で注意深く見守らなければならないと思います。

そこで、そのことを申し上げまして、4点質問いたします。

一つ目は、滞納の実態であります。滞納の実態をどのように町は捉えているのですか。

二つ目、不納欠損の処理です。住民の公平性の観点から言って、もらうべきお金をもらえなくなっておるわけですので、町はどのような基準で処理しておられますのでしょうか。

三つ目、滞納の徴収についてであります。厳格に徴収に当たっていただいていると思いますが、どのような体制で行っておられますのでしょうか。また、滞納者が死亡した場合、どのような対応、手続を取っていますか。

三つ目、延滞金についてであります。①令和3年度一般会計決算の延滞金は約200万円計上されておりますが、税で幾ら、使用料で幾ら、延滞金があるのでしょうか。

②一般会計で延滞金が発生していますが、住宅新築資金、国保税、介護保険料などだけでなく、特別会計の水道、下水等の事業会計では延滞金は計上されていないが、延滞金をどのように処理しておられるのでしょうか。

③延滞金に不納欠損、滞納は発生していないのでしょうか。

なお、地方自治体の債権は公債権と私債権に分かれており、山口県阿武町の給付金誤送金で話題になりましたが、誤送金受領者が国保税を滞納していることからお金が戻ったことでもあります。税は公債権で徴収に強制力があるわけですが、それに引き換えて使用料等は私債権で強制力がありません。滞

納といっても回収の手続、方法を知恵を出していかないといけないと思います。

3点目は、普通財産を積極的に売却すべきを質問します。

地方自治体の財産は、地方自治法第238条第3項で行政財産と普通財産に区分されており、行政財産は公用、公共用に供する財産となっております。また、普通財産は貸付け、交換、売払い、譲渡等の財産となっております。

町の資料によりますと、土地だけを見た場合、公有財産として役場本庁舎、警察・消防施設で6,342平米、公共用財産として都市・児童公園、学校、総合スポーツセンター、住宅、共同浴場、清掃センター、火葬場等で48万6,421平米、普通財産として緑地、集会所、山林、ため池などで20万3,146平米、合計しますと69万5,909平米、約21万坪になります。

当然のことですが、昨年3月末の平群町緊急財政健全化計画で町有財産の計画的な処分として、旧中央公民館、旧南保育園、若葉台ゲートボール場、約1億2,000万円で売却することになっておりましたが、未達に終わっておりますが、これらの売却することになっております土地は普通財産と思われませんが、間違いありませんでしょうか。

そこで、3点質問します。

一つ目は今後の町有地売却計画についてであります。昨年の3件も含め、今町が考えている売却計画はいかがなっておりますか。

二つ目、売却できる普通財産についてであります。地方自治法によりますと、普通財産は交換、売却、譲渡ができる財産となっておりますが、具体的に売却できる土地は何平米あるのでしょうか。

三つ目、交付税算入の基礎となっている土地についてであります。この件につきましては、通告後、交付税算入しているのは公園と道路ということが分かりましたので、この答弁は結構であります。

質問は以上3点です。よろしくお願いいたします。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、森田議員の1項目めの起債の繰上げ返済についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の今後の繰上償還の考え方についてですが、緊急財政健全化計画において、健全化方策の柱として公債費の負担軽減を掲げています。その中で早期集中プラン、令和3年から5年度において、自主財源である繰上償還を取組事項としており、令和3年度で2億8,900万円を実施し、今回の補正予算で可決いただきました令和4年度で2億8,800万円の繰上償還を実施

することによって、令和5年度以降の公債費の負担軽減が図れることとなります。

しかしながら、令和6年度より総合文化センターの元金償還が始まることなど、今後の償還見通しでは、令和5年度と令和6年度は元利償還が10億円を下回りますが、令和7年度から令和10年度は再び10億円を超える償還見通しであり、この山を平準化し、さらに繰上償還を行うことにより財政の弾力化を図る必要があると考えております。

次に、2点目の起債残高・基金残高の目標についてでございますが、緊急財政健全化計画において、起債残高については令和5年度末で130億円以下を目標としています。現時点での見込みでは122億円程度であります。また、基金残高についても、計画では枯渇した基金残高の回復を目標としており、おおむね標準財政規模の2割に相当する10億円程度を目標に考えておりますが、まずは緊急財政健全化計画内において1割に相当する5億円程度を確保したいと考えております。

次に、3点目の起債の種類についてでございます。令和3年度の残高138億円のうち交付税に算入される見込みについては残高の約49%で、約67億円となっています。

起債の借換えに対するペナルティーの起債残高についてですが、起債借入れ時にそれぞれ借入れ期間と利率に関する特約事項を定めています。特約事項において、繰上償還時には本来であれば将来支払う予定の利息相当額を補償金、違約金として繰上償還元金と合わせて支払うことになっています。現在、政府資金や市中銀行債などに関わらず、ほとんど全ての起債が補償金の対象となっております。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○8番

ありがとうございます。そうすると令和5年以降の繰上償還を具体的にどのように考えておられるのかですね。先ほど言われたことは4年前だったと思うんですけども、それについて、もう一度御答弁ください。

それとですね、交付税算入される起債が67億とおっしゃいましたでしょうかね。あとは交付税算入されないということですので、早く町が身軽になるために、やはり交付税算入されてない、安易に起債を発行したことによるものだというふうには私は見てるんですけども、やはり交付税算入されないものについてはですね、もっと町長ね、積極的にですね、基金の積立て以上に繰上償還す

べきじゃないかと思います。起債には利子が少なくても、今、金利が非常に安いのでどうかと思うんですけれども、やはり、お金を借りれば利息はつくわけですから、その辺のことについて、もう一度答弁ください。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは森田議員の御質問にお答えさせていただきます。

令和5年度以降の繰上償還をどう考えているかということでございますが、やはり繰上償還ということにつきましては収支の安定という部分も見越していかないといけないという部分がございます。令和3年度につきましては、基金の積立てということで普通交付税が追加で交付があったと。そういった中でそういう財源を使って繰上償還を行ったと。令和4年度につきましても、当初予算より普通交付税が伸びたという部分での繰上償還を行っていったということでございます。

そういったことを踏まえてなんですけれども、やはり6年度、7年度、8年度につきましては公債費の部分が10億を超えてくる部分もありますので、そういったことを見据えて、かつですね、この答弁の中にもございましたが、違約金とか少ないもの、そして1億円、例えば返したときに、その年度ごとの償還額の効果額がどれぐらいあるかということを見越しながら繰上償還というのはしていきたいというふうに考えております。

令和5年度につきましても、そういった令和4年度の決算状況も踏まえながらですね、何とか繰上償還できるような財政運営をしていきたいというふうには考えております。

続きまして、交付税算入のない起債ということでございますが、議員がお述べのとおり、交付税算入のない起債というのはもう単なる借金であるということで、それは私たちも自覚しております。そういった中で交付税算入の起債を今年度、もうすぐですね、令和5年度の予算編成方針を出していく中で、まず一定、先に起債を借りるといふ、交付税算入のない起債を借りるといふ充てての予算編成ではなく、そういう交付税算入のない起債をまず充てずに予算編成に取り組んでいきたいというふうな形に今、財政課は考えております。そういった中で、なるべくそういった後年度に負担がないような形で取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○ 8 番

ありがとうございます。お話にもありましたように、私は財務部門だけが一生懸命になっているだけで、町職員の一体感が借金とか積立てにないんじゃないかなと思う。いろいろ事業をやる時にですね、いつも出てくるのはお金をどうかでしか、起債が発行できるかどうかということで判断されてるんですけども、そんなことは財務の仕事でありますから、目的は、やる必要があるかどうかということが先決じゃないかというふうに私は思うんですね。それに対して財務部門がやはりお金をどういうふうに手当てするのかですね。そういうことは私、大事じゃないかというふうに思います。

先ほど言いましたようにね、財政のところは、町長をはじめ三役の方は一生懸命なっておられるんですけど、私が見る限り目標金額をきっちり定めて、こうするんだという明確な方針が必要じゃないかというふうに私は思います。先ほど答弁がありましたように、令和7年度から、また総合文化センターの借金がありますので、償還が10億を超えるということでもありますので、一生懸命これはなっただいて、借金返済が私は先じゃないかと思えます。

今回、他の議員から、用地先行取得債の発行のため、役場本庁舎を建てるのに十数億円要するという事ですから、皆さん、知恵を出して、起債を繰上償還して、やっていただき、何としても十数億円を捻出していただくことをお願いいたしまして、この質問は結構です。

○ 議 長

総務部長。

○ 総務部長

それでは、2項目めの税等の滞納の徴収強化についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の滞納の実態についてでございます。

税務課の町税について御説明いたします。調定額から収入済みと不納欠損を除いた額は令和元年度で3,279万6,000円と、令和2年度で3,386万円、令和3年度で3,186万9,000円で推移をしております。

徴収率については現年度分で令和元年度99.2%、令和2年度で99.4%、令和3年度で99.4%となっております。

徴収率等を上げるために、令和3年度におきましては県税務職員の派遣を受け、徴収対策の強化を図っているところでございます。町税等については、町財政の主要な収入源となっておりますので、税収を確保することは極めて重要であると考えております。

次に、2点目の不納欠損の処理についてでございます。

町税の不納欠損の処理基準については、納期や時効中断により5年経過したものと、執行停止から3年間資力回復が認められなかった案件等について、不納欠損の処理をしております。

次に、3点目の滞納の徴収についてでございます。

町税の滞納の徴収については、原則督促発布後10日を経過した滞納税については差押えをしなければなりません。現状としまして、催告状の送付等により、自主納付による滞納の解消に向けた取組を第一に進めております。ただし、催告等の期限が過ぎた場合については、換価可能な財産を発見でき次第、差押え等の処分を行っています。なお、差押えに関しては2人で出向くこととしております。また、滞納者が死亡した場合は相続人調査を行い、相続放棄以外は相続人より徴収をしております。

次に、4点目の延滞金についてでございます。

一つ目、令和3年度の一般会計の延滞金約200万円は全て税金に対する延滞金で、住宅使用料及び水道使用料等については延滞金等の徴収はしていません。

二つ目、町税と後期高齢者医療保険料、介護保険料については延滞金が発生し、徴収をしておりますが、それ以外のものについては先ほどお答えしましたとおり、延滞金等は徴収していません。

三つ目、延滞金は本税と合わせて不納欠損をしております。また、延滞金が確定し、延滞金のみ徴収しているケースもございます。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○8番

ありがとうございます。最初に滞納全般について再質問させていただき、その後、過去の滞納について質問させていただきます。質問は多くの部分に関係します。簡潔にお願いしまして、質問に入ります。

町の滞納についてはですね、非常に徴収率が高いということは私は認めます、それは。だけど、住民の感情、公平性という観点からするとですね、やはり納得いくようなものじゃないかなというふうに思います。これはですね、専門の方を雇用してということなんですけど、数字を見る限り、それは全く見られません。数字を見る限りですね、税の徴収を見ても改善されてるのかと。2年度の決算からすればですね、滞納の金額が増えているのか減っているのか見た場合、数字を見る限り、それは全く見られません。

不納欠損でございますが、これは規定があるんでしょうね。規定に基づいて

不納欠損を処理されているのでしょうか。

それとですね、徴収の体制、滞納者が死亡した場合ですね、きっちり対応していると。これは本当に問題ないんでしょうね。

それとですね、延滞金のことですけども、住民税にはやってるんだけど、ほかのものに対しては延滞金をかけなくてもいいんですね。延滞金を、法律上。それとですね、延滞金の不納欠損、滞納については、これ、会計上に決算書に表さないとおかしいんじゃないですかね。おのおの決算書に。一般会計はきっちり表示されてるんですけども、特別会計並びに事業会計ではこれ、明確に出てなかったと思うんですけども、その辺のことをしなくていいのかどうかということをお尋ねします。

滞納のことですけど、これは一番古いやつは何年前から滞納が発生してるんでしょうか。

それとですね、滞納のひもづけですが、例えばAさんは町民税と国保税、水道を滞納していると、Bさんは固定資産税と住宅新築資金を滞納していると、そういうひもづけは行っておるんでしょうか。

それとですね、先ほど言いました山口県阿武町の強制徴収権で滞納を解決したという話があるんですけども、今まで平群町で強制権を発効したものはあるんでしょうか。

それとですね、個々のことについてお尋ねしますが、町民税と住宅新築資金があったんですけども、過般の決算委員会で住宅新築資金の滞納者15名、分納誓約書、確約書を取っているということですけども、何と100年先だというふうにお聞きしたんですね。こんなんであり得ますか。こんな不法行為になるんじゃないですか。これはどう思われてるんですか。そんなことを、滞納を解決するのに分納をやるのは分かるんですけども、それであれば保証人取っていないんですか、これ、分納確約書に。

そういうところをちょっと再質問させていただきますので、端的にお答えください。

○議長

税務課長。

○税務課長

失礼いたします。ちょっと質問が多岐にわたっておりますので、もし答弁漏れございましたら御指摘願います。

まず、不納欠損の規定に基づきやっているのかということですが、もちろん地方税法にのっとり、きっちりやっております。

あと、2点目の死亡の場合、どういうふうに行っているのかということなんで

すけれども、当然のことながら、相続人調査のほうをやっております。もちろん平群に住まれてない方もいらっしゃると思いますので、その場合はもう公用で全ての関係各所に調査を行っております。それで、相続人が決定しましたら、その方に請求をさせていただき、徴収をしているというところでございます。

税金には延滞金があるけれども、ほかのものはあるのかというような御質問だったと思うんですけれども、まず住宅新築資金で言いますと、延滞金というようなそういう概念はございません。それで遅延損害金と言われるものはもちろんあるんですけれども、今、住宅新築資金におきましては、お借りいただいた金額と利息と合わせて徴収をさせていただいておりますので、実際のところ、遅延損害金というところまでは取るには至っておりません。現実的にも難しいかなというふうには考えておるところです。

あと、事業会計につきましては、後ほど個々の会計のほうでお話をさせていただきます。

あと、滞納のひもづけの件なんですけれども、もちろん税法は税法でももちろん決まっておりますし、私たちも税で知り得た情報はほかに漏らしてはいけないということがございますので、そういったひもづけは今のところしておりません。

あと、先ほど御質問いただきました住宅新築資金、非常に長期化するということでお話をいただきました。もちろん今住まわれてる方もいらっしゃいますので、個々に、先ほどもおっしゃっていただきましたが、分納誓約も取らせていただき、また保証人、そして抵当権等も全て取っておるところですけれども、実際に今度ですね、今の債務者の方の代替わりとかそういったところで、最後、決着をつけていくというようなことで考えております。

以上です。

○議長

税務課長、強制権のことについてはお答えしていただけますか。税務課長。

○税務課長

失礼いたしました。延滞金の古いものなんですけれども、時効になっていないものは当然出てくるもので、すみません、今ちょっとこちらのほうには何年分というのは持ってないんですが、過去の分も全て表にまとめて数値としては持っております。

失礼しました。強制権のことについてももう一度ちょっと御質問いただけますでしょうか。申し訳ございません。

○議長

森田議員。

○ 8 番

町として強制徴収権で執行されたことは何件あるのでしょうかというお尋ねなんですね。それをお尋ねしてたわけですが、それと再質問のことで町営住宅、非常に、私、先ほど言いましたように問題が多い。大変な低所得者の住宅ということで、当然ある意味分からないでもありません。ただ、平群町住宅設置条例なり管理条例、要綱はあるんですけども、これはきっちりこれに基づいて業務執行されてるのかですね。

それとですね、今、税務課長からひもづけをしてない、個人情報で。個人情報が外部に漏れないように、やはりするべきじゃないかと思うんですがね。亡くなれば当然、住民生活課に死亡届が出てくるわけです。死亡届が出てきたものはきっちり横の連携で遺漏なく、亡くなった方にですね、相続放棄された以外については当然相続対象ですから、それはきっちりやるべきじゃないかなというふうに思うんですね。

間違っておれば間違っているとっていただきたいと思うんですけども、この問題はですね、やはり住民感情からして、公平性の観点からしてですね、きっちりやれば5,000万、6,000万の金が町に入ってきて、町財政も少しは楽になる。場合によっては皆さんの給料に反映するかもわかりませんわけですから、その辺もう一度答弁ください。

○ 議 長

事業部長。

○ 事業部長

私のほうから住宅使用料の件について、お答えさせていただきます。

森田議員の御質問にもございましたけども、住宅全体に係る数字としましては、令和3年度で2,767万5,000円というような滞納額がございます。この数字については、我々、住宅管理をする者としては大変重く受け止めなければならぬとそのように思っております。

それと住宅の滞納に関しては、先ほど議員がおっしゃられました滞納処理の事務処理要綱というようなものがございます。そこには随分と段階的に詳しく書いておるんですけども、現実のところですね、入居者、滞納者の個々個々の状況に応じて対応する部分もございますので、この事務処理要綱どおりには至っていない、それが現状でございます。

○ 議 長

税務課長。

○ 税務課長

失礼いたしました。先ほど強制的にという、強制的に押さえるということで、

税務課といたしましては税法に基づきまして預貯金や給与、年金等の調査も行ってございまして、それによって差押え等、もちろん不動産も含めですけれども、不動産等の差押え等、そういったこともやっております。

以上です。

○議長

総務部長。

○総務部長

滞納整理に当たってはということで、先ほど言われましたように複数にわたり滞納される方はおられます。このことを踏まえまして、町税及び税外収入の滞納については滞納整理や徴収に必要な情報収集、交換を目的としまして平群町収納対策会議を設置しておりますので、この会議を積極的に活用しながらですね、関係課が連携して少しでも滞納を減らせるよう取り組んでまいりたいと、そのように考えてます。

○議長

森田議員。

○8番

これ、きっちりしないとですね、不法行為になりますよ、不法行為に。きっちりしないとですね。例えば先ほど、細かい話で申し訳ないですけども、町営住宅、改良住宅はきっちり法的にですね、こうしなさい、1か月滞納すればこうしなさい、これ、きっちり書いてるんですね。これをきっちりしないと不法行為になりますよ、絶対に。だからきっちり、これは。

それとですね、町営住宅の場合、滞納で分からないのは駐車場の料金の滞納なんですよ。平成何年でしたか、これ、駐車場がゼロになったんですよ。駐車場の使用料金の滞納が知れてたんですけども、これが300万に増えてるんですよ。誰が考えても普通乗用車を買ったときは車庫証明を取らないといけないわけですよ。これをきっちりしておればそのときに徴収できるわけじゃないですか。

私、くろもと団地の前を通るんですけども、普通乗用車も駐車されてます。きっちりこれ、今日、時間がないので、この辺にしときますけども、弁護士、この問題については町だけじゃなくて法律的な専門家を交えてですね、滞納の回収を議論すべきじゃないかなというふうに思うんですね。

もう一つですね、税務の経験があります町長、今までの議論をお聞きになって、どのようにお考えになっているのか、滞納について、町の取組についてですね、ぜひともお聞かせいただきたいと思います。

○議長

町長。

○町 長

それでは、森田議員の質問にお答えさせていただきます。

住民の皆様の負担の公平性及び財政の健全化を確保するためには、町の債権については適正な管理が必要であると考えております。法的措置ということもありますので、また専門機関と相談しながら町税の徴収、滞納整理について、考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議 長

森田議員。

○ 8 番

ありがとうございます。町長、よろしく願いいたします。

日本国民の三大義務があるわけですね、皆さんも御存じのように。教育を受ける義務、勤労、そして納税、これが課せられてるわけですから、滞納は先ほど町長がおっしゃったように公平性の観点、住民の感情からいっても許すべきものじゃないというふうに私も思います。やはり、今、横断的にいろいろやっておられるんですけどね、こんなことを横断的にやっても、ひもづけもやってもらいたいと思いますし、滞納を改善するために。やはりですね、徴収、滞納を専門的に扱う部署をぜひともつくってほしい。それで5, 0 0 0万が改善するんであれば住民も納得いただけると思うんですね。

こんな業務ですね、皆さん、職員が大変嫌がると思うんですけども、やはりこういうものには手当をつけるとか、5万とか3万つけるとかですね、そういうことをやっていただきたい。これは、横からは無理やとかいろいろ出てますけど、やはりやるべきだと思うんですよね。ひもづけして、きっちり対応する。と思います。

この質問について、まだまだしたいことはございますが、時間もあることですので、この辺で終わりますが、私ども議員はあと2回しか質問の機会がございませんので、12月か3月でもう一度したいと思いますので、この質問はこれで結構です。

○議 長

総務部長。

○総務部長

それでは、3項目めの普通財産を積極的に売却すべきについての御質問にお答えいたします。

1点目の今後の町有地の売却計画についてですが、平群町が所有する未利用

地の処分については、これまでと同様に平群町緊急財政健全化計画に基づき、売却に当たっては、隣地境界の確定や地積更正などの条件整理が整った土地から随時売却を実施していく方針であり、御指摘いただいた3件の土地についても、引き続き未利用地の処分に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の売却できる普通財産についてですが、先ほども申し上げましたとおり、平群町緊急財政健全化計画に基づき、普通財産についても条件整理が整い次第、売却、利活用に努めていきたいと考えておりますが、普通財産の多くは山林や緑地等となっており、都市計画法により開発時の整備をされた緑地であるなど、普通財産であっても売却が困難な用地も多くございます。

また、売却後の土地利用や開発行為が都市計画法の基準に即したものであるか、平群町都市計画マスタープランにおいて掲げている無秩序な市街化の抑制や周辺の良い住環境に適しているかなどを判断する必要があり、普通財産の処分については慎重に対応していく必要があると考えております。

次に、3点目の交付税算入の基礎となっている土地についてですが、先ほど、これはいいということで、以上でございます。

○議長

森田議員。

○8番

今ちょっとおかしいこと、おっしゃいましたね。売却できる土地があるんだけど条件整備ができてない。それってちょっとおかしくないですか。そうすると、今言うように、先ほど、昨年度、売却予定の3件ですね。それも条件整備できてないということですか。そんなものを緊急財政健全化計画に上げてどうするんですか。これはですね、つくった部署に責任がありますよ、私、これは。ただつくっただけでいいわけじゃないんじゃないですか。

そうするとですね、普通財産は売ることができる。約20万平米、6万坪あるわけですが、積極的に売ってくださいよ、副町長。積極的に売ってくださいよ、もう。がむしゃらにね。私はがむしゃらに売っていただきたいと思うんですよ。もういろいろ私も町、歩いてますので、どこに町の土地があるということは大体認識してます。都市計画道路に入ってるところもありますし、全然入ってないところもあるしですね、ぜひともお願いしておきます。

それとですね、もう一つお尋ねしたいんですけども、町の財産調書の中に公共用財産というところで使っていない若井の浴場とか人権交流センター、保育施設など、そういうものは、やはり財産調書も普通財産に振り向けるべきじゃないかと思うんですけども、その辺ちょっとお答えいただけませんか。

○議長

総務部長。

○総務部長

まず、1点目の売却土地があるのに整理できてないから売れてないというのはおかしいということでございます。ただ、今、三つの土地について状況のほう、説明のほうをさせていただきます。旧中央公民館の跡地というところで、現在、商工会館の進入部分とそちらの分筆登記と、ほんで西側の境界の復元作業、地積更正してますので、それが今ちょっと整理が出てましたので、それが整理でき次第、また販売のほうしていきたいと思います。

ほんで、旧南保育園につきましては、今年度入りましてから2者について、こども園の関係で検討したいというところがありましたので、1者については積極的に、今、具体的に検討されてますので、事業実施される意向であれば、またそちらのほうと協議したいと、そういうような状況になってます。

若葉台ゲートボール場については販売のほうをしてたんですけども、平らな部分だけ1筆という形でしてたんですけど、それは買手がないということで、新たにどうして売ったらいいかということで検討してるような状況でございます。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○8番

部長ね、中央公民館なんか私は総合文化センターを建て替えるときからどういう売却をするんだと、区画も含めてお話しさせていただいてたと思うんですよ。今頃になって条件整備って私には理解できません。私はそんなことを今さら言うこと自身がおかしいんじゃないかなというふうに思います。

先ほど質問に答弁がなかったんですけども、使っていない公共用財産ですね。それは普通財産に変えるべきじゃないか。逆に言えば、変えられない法律的な制限があるんですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、森田議員の御質問にお答えさせていただきます。

確かに公共用施設の中に共同浴場等、一定、町の用途としての使用が終わっている施設というのが含まれております。そういった中で普通財産として売るかどうかということ、こちらのほうにつきましては、今後この施設を町として活用すべきものなのかということも、今後、方針等を決めた上で、そして、

この土地を売却するなら売却していこうということ。そしてまた、その区域の中でも調整区域なのか市街化区域なのかということもございまして、そういったところで、今現在その公共用の中に入っている部分につきましては、町として、まだ何らかの活用すべき部分なのかどうかというところがありましたので、今のところ、まだ売却する方針には至っていない部分がある分については公共用施設の中で掲載されているということでございます。

以上でございます。

○議 長

森田議員。

○8 番

そんなことは言ってないんですね。今、そういうことで、法律的に普通財産に変えなくていいようになっているのか、そうでないかというお尋ねしてるんですよね。使っていないものをですね、例えば、条例で若井の風呂なんてもうなくなってるわけじゃないですか。人権交流センターも同じじゃないですか。だから、それはおかしければやはり改めるべきじゃないかというふうに申し上げてるわけですけど、その辺のことだけもう一度答弁ください。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

すみません、今の森田議員のお述べのとおり、そういった部分を整理していかないといけないんじゃないかということで、確かにそれは町としても考えておるところでございます。そういった中で今後ですね、公共用施設もそうですけども、普通財産なんですけど、売却すべきものかどうかというのを早急にですね、また整理等をしながら取り組んでまいります。

以上でございます。

○議 長

森田議員。

○8 番

そうじゃなくて、もうこれ以上、まず申し上げませんがね、法律的にこういうことはきっちり決まってるんですかということをおっしゃるわけですよ、私。もう長くなりますので、その辺で終わりますけどですね、近々に役場を、令和10年ですか、あと6年ですか、建て替えないといけないということがある。他の議員の質問で町も認識されたと思うんですけど、十数億円のお金を捻出しないといけないんですね。私、思いますのに、緊急財政健全化計画の3物件1億2,000万、第三セクター債の18億8,000万、これを3割で売れば

6億円捻出できるわけじゃないですか。そして、滞納が6,000万あるわけですからね、建設費の半分ぐらい捻出できるわけですから。できればという話ですけども。そのために、やはり町の職員ですね、今以上に知恵と汗を出して頑張っていただかなければいけないと思うんです。

それとですね、本日の朝刊に平群町と河合町の財政状況の記事が出てました。平群町は少しは改善してるけども、一つのポイントはワーストワンになったということですね。私、今この3点、質問させていただきましたが、この3点ですね、きちり履行すれば大幅に国の財政指標を改善できるというふうに思います。ぜひとも知恵と汗を出して、財政指標の改善に向けて取り組んでいただくことをお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長

それでは、森田議員の一般質問をこれで終わります。

午前10時30分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時16分)

再 開 (午前10時30分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号8番、議席番号9番、山田議員の質問を許可いたします。山田議員。

○9番

議長の許可を頂きましたので、通告に基づいて質問させていただきます。町当局並びに町長のお考えをお聞きします。

平群町道、重点3路線の整備進捗状況について、償却資産税の課税強化について、大きく2点についてお伺いいたします。

まず、平群町道、重点整備3路線の進捗状況についてお伺いいたします。

この件については、先日の決算審査特別委員会の中でも質問がありましたが、現在の状況及び今後の考え、また、私の考えも含め、お聞きいたします。

町内の道路整備拡幅については、鳴川路線、平群駅前線、川原路線、大井手路線等の改良拡幅、また、若葉台や緑ヶ丘の主要幹線道路の歩道のバリアフリー化等々、検討項目は数多くあり、財政が厳しい中、毎年段階的に補助メニューを活用しながら計画的に取り組んでいただいていることは理解しています

が、その中でも重要度が高いと思われる重点整備3路線について進捗状況及び今後の見通しについてお聞きします。

まず、川原路線についてお伺いします。竜田川駅南踏切から椿井橋交差点間の町道川原路線の未拡幅部分の道路拡幅については、これまで椿井交差点からみやまえショウガ工場までの間や旧三宅医院前のカーブ部分の拡幅等、可能な部分についての拡幅が行われてきました。しかし、平成18年度以降は特に大きな進捗も見られず、平成20年7月、21年12月には地元自治会を中心に九つの自治・総代会長の連名による川原路線拡幅の要望書が提出されてきた経緯もある中、平成23年12月議会、平成26年12月議会、平成27年12月議会において質問し、当時の答弁としては「今後のスケジュールとして、27年度の詳細設計を進めていく中で、併せて地権者の交渉や地元利害関係者の意見聴取や、さらに警察協議など、各種関係機関との協議を進めていきたいと考えております。本路線の安全対策の必要性は非常に高いと認識しているところであり、引き続き、早期に工事着手できるよう取り組んでまいりたいと考えている」との回答をいただきました。

町としてもこの間、いろいろな方面への調整等、努力していただいていることは十分理解するところではありますが、現状は用地交渉が様々な事情のため、成立に至っていない等の理由により、工事着手、事業実施まで進んでいない状況です。川原路線整備計画の現在の状況及び今後の見通しについてお聞かせください。

次に、鳴川路線については、これまで平成22年12月議会のほか、平成26年9月議会でも質問し、「鳴川路線の改良拡幅は西和広域農道や斎場へのアクセスルートであり、広域幹線道路という位置づけをしています。町の循環道路として観光産業の発展においても最重要路線であるという位置づけは現在も変わっていません」との答弁であり、12年前の平成22年の10月には職員による交通量調査も実施され、午前7時から午後7時の12時間で約1,800台の通過実績があった報告もありました。

しかし、用地交渉は当時も協議が進まず、難航し、整備に向けての計画が進まない状況が続いているとのことでしたが、令和2年9月、一転、大部分の用地の協議交渉が成立し、鳴川路線の整備、拡幅に向け、大きく前進しました。財政面の確保と補助メニューの活用も検討しながら進めていきたいとのことでしたが、最近、一部伐採と工事車両、重機によるのり面形成が図られているようですが、事業着手に向け、動き出したのでしょうか。また、今後の見通しはどのようなになっているのでしょうか。

3点目は、平群駅前線の拡幅事業についてお聞きします。この駅前線につい

でも、これまで他の議員からの質問もあり、令和3年3月末、歩行者安全確保のための踏切整備工事が完了しました。結果として、これまで自動車と歩行者との接触事故の危険性が非常に高かった歩行者の安全が確保され、安心して踏切部分を通行できるようになりました。しかし、平群駅西土地区画整理事業による駅前道路整備の完了に伴い、自動車の交通量は以前より大きく増加し、狭隘な部分において、車同士の対向の支障が起こることに伴う歩行者の通行にも影響し、障害になっている状況であり、一日も早い道路拡幅、整備が必要だと思われませんが、現在の進捗状況並びに今後の見通しはどのような状況なのでしょうか。お聞かせください。

大きな2点目は、償却資産に伴う固定資産税の課税強化についてお伺いします。

償却資産の税は固定資産税の一つであり、課税対象は主に土地や家屋以外で、事業に用いる資産となっています。その主なものは舗装路面、門・看板などの構築物、製造設備、機械式駐車設備、太陽光パネル等の機械や装置、エアコン等空調機設備、事務机、椅子、パソコン、プリンター、理美容機器などの工具や器具及び備品、大型特殊自動車などの車両及び運搬具、ボート、釣り船、漁船、遊覧船などの船舶、グライダー、ヘリコプター、飛行機などの航空機などが含まれます。

また、課税標準額150万円未満で免税となりますが、自動車、土地、建物以外で、それぞれ10万円以上で申告が必要であることになっています。

固定資産税の場合は、課税対象となる土地や建物に関して所有権を得たとき、登記簿に登録するため、自動的に課税対象の不動産を把握されていますが、償却資産の税は市町村によって課せられる税金であり、納税者が申告する必要があります。そのため、資産保有者の納税義務はもちろんあるのですが、申告する必要があることも認識されていない方も多いようです。

このこととは別に、ちなみにこれまで平群町は税負担の公平性という観点から、国土調査完了後の課税に対し、調査は昭和46年度より着手しましたが、完了部分においても増税等の改正は実施されてきませんでした。平成25年度より、町全体の約88%の国土調査が完了したこともあり、それまで据え置きされていた固定資産税が国土調査後、新しく登記された地籍に対応した課税に改正し、土地所有者に対し課税されたという経緯もあります。

平群町は償却資産の税に対し、これまでは強制的な指導課税は行っていなかったようですが、現在、課税強化の下、指導的な課税が行われていると聞いています。私たち日本国民には、先ほどもありましたが、教育、勤労、納税の三大義務があり、当然、納税義務も果たしていかなければなりません、申告税

である償却資産の税に対する認識、知識もなかった住民の方々の中には、同様の職種の中で指導された事業者に対し、そうでない事業者が多くあるという現在の状況は公平公正という観点から不公平であるという不満を持たれている方も多いようです。

そこで10項目についてお聞きします。

①なぜ、これまでの申告に基づく課税だけでなく、指導型の課税を強化されたのでしょうか。

②基本的に償却資産は申告に基づく課税ですが、課税強化はいつから実施されたのでしょうか。

③どのような手順、手法で、申告漏れ等の指導、指摘をされているのでしょうか。

④本来、事前告知等を行い、猶予を持って課税することも必要ではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

⑤個人事業主からは「償却資産の税に対し、認識、知識もなかったため、もっと周知の徹底も必要であったのでは」という意見もありますが、どのような方法で周知され、そのような意見に対して、どのようにお考えでしょうか。

⑥平群町の全事業者数及び個人事業者数、指導型課税に至る調査件数、また、指導済み対象件数、並びにそれぞれの件数の全事業者数に対する割合はどのようになっているのでしょうか。

⑦過去5年間の課税についても同時に指導されているようですが、猶予期間の緩和、減年等の検討はされなかったのでしょうか。また、それはどのような理由からなのでしょうか。

⑧共同住宅や大型店舗の駐車場の舗装に対しても課税対象になっているのでしょうか。また、大規模建物等の空調機等や農地等の太陽光パネルも対象になっているのでしょうか。

⑨温室ハウスのガラス建屋やビニールハウスについては、どのような課税対象になっているのでしょうか。

⑩指摘の上、課税される住民と指摘を見過ごされる住民が存在している現状に対し、不公平感が否めないという意見がありますが、そのことに対してどのような見解をお持ちでしょうか。

以上、大きく2点について明確な御答弁をお願いいたします。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、山田議員御質問の1項目め、町道重点整備3路線の進捗状況につ

いてお答えします。

まず、1点目の町道川原路線の状況及び今後の見通しですが、国道168号線椿井橋付近から近鉄竜田川駅南側の踏切付近までの約430メートル、うち、特に狭隘区間である約200メートルについて、現況幅員約4メートルを車道6メートル、片側歩道2メートル、全幅8メートル以上に道路拡幅する計画となっています。

これまでの経緯としては、平成27年度に道路詳細設計業務を完了し、狭隘区間200メートルのうち約135メートル、約67.5%に相当する道路用地を平成28年度に取得しています。

今後につきましても引き続き、残る道路用地について地権者交渉を行い、用地の確保ができたところから必要な安全対策を講じてまいりたいと考えております。

続いて2点目の鳴川路線についてですが、これは平群町緑ヶ丘6丁目付近から生駒市小平尾町の藤城池付近までの約500メートルの狭隘区間、現況平均幅員5メートルを車道7メートル、片側歩道2メートル以上の全幅9メートル以上に道路拡幅する計画となっています。

進捗につきましては、議員お述べのように令和2年9月に工事延長の約4割に当たる道路用地7,117平米を取得いたしました。現在実施している工事につきましては、本格的な事業着手ではなく、あくまで道路用地の確保ができたところから暫定的に道路拡幅を行い、必要な安全対策を講じているものです。

今後につきましても、残る道路用地交渉を行い、本事業に対する理解と協力が得られるよう取り組んでまいります。

3点目、町道平群駅前線については、平群駅北側の踏切から国道168号バイパス、三里南交差点までの約200メートルの狭隘区間を、現況幅員約4メートルから5メートルを、車道6メートル、片側歩道2メートルの全幅8メートル以上に拡幅する計画となっています。

これまでの取組としましては、平成28年度に道路詳細測量設計業務と平群駅1号踏切道東側の土地2筆を用地買収し、令和2年度には平群駅1号踏切道の改修工事、歩道設置を近畿日本鉄道に委託し、実施いたしました。

今後につきましても、ほかの路線同様に引き続き関係地権者と用地交渉を進めてまいります。

以上でございます。

○議長

山田議員。

○9番

ありがとうございます。何点か、再度お聞きします。

まず、町道川原路線の道路拡幅についてですが、以前には詳細設計も完了されたのかなと思うんですけど、それから若干、盛土等もあって変わった部分があるのかもわかりません。工事費の概算は今のところ、どれぐらいの見込みをされているのでしょうか。

それから、2点目の鳴川路線の拡幅なんですけど、決算委員会の中でも現在伐採用の仮設通路等、暫定的に拡幅をしていくということだったんですけど、今の答弁の中で4割の土地の取得ができたということなんですけど、残り6割の方の地権者というのはどの程度おられて、交渉状況というのはどうなっているのか。お話しできる部分でよろしくをお願いします。

それと、これについても以前は取得をした部分のかなり下のほうから盛土も擁壁等も必要ということだったんですけど、総工事費というのは概算でも出されているのでしょうか。よろしくをお願いします。

それから、町道平群駅前線なんですけど、決算委員会でもお話が出ましたが、補償費が400万円が不用額ということで、執行できなかったということで上がってありました。令和4年度も新たに予算措置をされていると思うんですけど、引き続き、その補償等の交渉を進めていくということでもよろしいのでしょうか。

3点、よろしくをお願いします。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、再質問にお答えしたいと思います。

まず、川原路線ですけれども、先ほど私の答弁で、平成27年に詳細設計を行ったと、そのようにお答えしております。ただ、平成27年から数年がたっておりまして、現状を見てみますと、その当時と現地の状況が変わってきているところがございますので、今のところ、改めて工事費というものはつかんでございません。

続いて、鳴川路線です。用地交渉についての進捗やったかと思えますけれども、用地については工事延長の6割、地権者6人の方ですけれども、そちらはまだ確保できておりませんが、順次、関係地権者と交渉を進めているところでございます。

こちらについても概算工事費、つかんでいないのかということでございますけれども、設計業務がまだのため工事費はつかんでいない、用地交渉の感触、進捗を見て詳細設計に取りかかりたいと考えております。

最後、駅前線ですけれども、令和3年決算、令和4年の当初予算で補償費が計

上されていると。可能なところから部分的にでも交渉できないのかというような質問だったかと思います。これについても個々個々の事情がございまして、交渉が進んでいない、そういう部分もございしますが、この路線につきましては平群駅前とバイパスを結ぶ重要路線、そのように捉えております。この路線の完成によりましてバイパスから駅前へのアクセスが飛躍的に向上すると、そのように認識しておりますので、今後も鋭意努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

山田議員。

○9番

川原路線については27年に、先ほども言うていただきましたけど、詳細設計をしたけども、今、工事費はつかんでへん、いろいろ状況も変わってる部分があるのでつかんでいないということでした。残り65メートル、約3割部分の交渉が、たしか28年度より進んでいないという、それは少し聞いてますけど、個々それぞれの事情があると思います。その中で一部、先ほど言いましたように盛土もされて状況が変わっていつているんですけど、地権者の実情、事情もいろいろ変わっていくと思うのでね、地権者に寄り添って交渉を進めていただきたいということで、この件は結構です。

それから、鳴川路線の拡幅なんですけど、残り6割、6名の地権者と順次交渉を進めていくと、工事費は算出してない。工事費、これについても多額の費用もかかると思うのでなかなか、工事費の概算でも算出も大変な労力も要ると思うんですけど、やっぱり幾ら補助メニューを使うにしても、ある程度概算も必要だと思うので、早いうちに算出をいただきたいと思います。

それと、以前に櫛原の農地造成で、ダンプの対向のためにも一部、待避所も造られた部分もあるのでね、その辺の交渉も進めていただいて、その辺の地権者の方とも交渉が成立したら、その部分も含めて暫時、仮設的にも拡幅をお願いを早急にしていただきたいと思いますと思うので、よろしくお願ひします。この件も結構です。

③は、補償費については引き続き進めるということなんですけど、私も生活道路として使って、ほぼというより毎日、駅前線通るんですけどね、本当に駅前の区画整理が完了して、車両の台数が極端に増加しました。そのためにいろいろ、西から東から車が対向でどん突き合うというのか、それで、その後、またどんどん突っ込んできてですね、結構対向で、私の知る限りは大きなトラブルにはなっていないようですが、もうトラブルが起きても仕方ない部分もある

と思いますので、待避所ということも含めてね。なかなか一足飛びには用地交渉進まないと思うんですけど、できる部分からだけでもですね、今のこの400万円の当該地以外も予算づけもしていただいでですね、部分的な間隔でも広げていっていただきたいと。もう車の台数が増えて待ったなしの状況ですので、よろしく願いをいたします。

あと、部長のほうから、3点まとめて大変重要な路線であって、ほかにも平群町、いろんな課題も山積してまますけども、この3路線についての今後の進め方も含めてですね、今の状況、考え方をお答えいただけますか。

○議長

事業部長。

○事業部長

先ほど答弁で、3路線についての認識について御答弁申し上げました。先ほど申し上げた3路線につきましては、本町の道路事業における最も重要度が高い路線と、そのように思っております。早期完成は地域住民の皆様や通行者のニーズであるとも認識しております。引き続き、関係地権者には丁寧な説明を行い、事業に対する深い御理解、御協力が得られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

山田議員。

○9番

私よりもいろんな交渉に対してはよく御存じだと思うので、地権者の方も一旦へそ曲げられるとなかなか進まない部分もあるんで、丁寧に説明をいただいでですね、一日も早く拡幅できるように、よろしく願いをいたしまして、1点目はこれで結構です。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、山田議員の2項目めの償却資産の課税強化についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の課税の強化についてですが、償却資産につきましては、地方税法383条の規定により毎年1月1日現在の所有状況を自主的に申告していただく制度となっております。しかし、全国的に取組ができていない自治体が多くあることから、国の指導もあり、令和3年度より、適正かつ公平な課税に向けた取組を実施しているところでございます。

次に、2点目の実施時期についてですが、これについては令和3年4月から実施をしております。

次に、3点目の手順、方法、申告漏れ等の指摘、指導についてですが、元国税職員を中心に地方税法第354条の2の規定に基づきまして、税務署の閲覧制度を利用して調査を行い、個別に連絡して申告漏れを指摘し、正しく申告するよう指導を行っております。

次に、4点目の事前告知、猶予を持つての課税につきましては、1点目でお答えしましたとおり、地方税法の規定により、自主的に申告していただく制度になっていますので、確認できた段階で速やかに課税する必要があると考えております。

次に、5点目の周知方法と周知の徹底についてですが、償却資産の申告時期に広報紙に掲載をし、特に昨年10月号では償却資産の特集記事を載せております。また、町のホームページにも申告書や申告の手引なども載せております。

次に、6点目の平群町の全事業者数及び個人事業者数等についてですが、2020年農林業センサス及び令和3年経済センサスの統計値で申しますと、全事業者数749件で、うち個人事業主につきましては472件となっています。指導型課税に至る調査件数については約400件で、全事業者数の約53%となっており、指導済み対象件数については令和3年度以降、約50件で、全事業者数の約7%となっております。

次に、7点目の過去5年間の課税、猶予期間の緩和等についてですが、これにつきましては地方税法第17条の5に定められており、過去5年間の課税を行っております。

次に、8点目の共同住宅、大型店舗の駐車場の舗装等、課税対象の有無についてですが、事業の用に供するものは全て償却資産の課税対象となりますが、空調機につきましては家屋と一体になっているもの以外は償却資産の対象となります。農地等の太陽光パネルも償却資産の対象となっています。

次に、9点目の温室ハウスのガラス建屋やビニールハウスについてですが、恒久的資材が使用されているガラス建屋などは家屋の対象となり、恒久的な資材を使用していないビニールハウスは償却資産の対象となります。

次に、10点目の不公平感が否めないという意見に対する見解ですが、地方税法第417条により固定資産の価格の登録がされていないこと、または登録された価格に重大な錯誤があることを発見した場合は、直ちに価格等を決定しなければならないことが明記されておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長

山田議員。

○9番

それでは順次、何点か再質問をさせていただきます。

1点目、なぜこれまでの申告だけでなく、指導型の課税を強化されたということについては、国や県の指導があって、令和3年度より公平な課税に向けた取組を行われた。3年度よりということですね。それから、基本的に償却資産の課税強化はいつから、指導はいつからされたのかということ、3年の4月から課税強化の実施に至ったと。この点は結構です。

あと、3番目は指導についてですが、国税職員の指導の下で税務署の閲覧制度を利用して調査、申告漏れを個別に指摘している。

4点目は猶予を持って課税するというのも必要ではなかったのかということなんですが、これはもともと自主申告制度ということで、申告漏れというのが分かった時点で速やかな課税が必要であると考えているということなんですけど、これはこれで、これも結構です。

5点目について、事業主の方からは「償却資産の税に対して認識、知識もなかったのにもっと周知して欲しかった」と、「いきなりというのはどうなのか」という意見があるんですけど、町としては、広報やホームページなどを活用して周知したということなんですけど、広報やホームページだけで果たして伝わるのか。それはもちろん申告税であって、知ってるのが当たり前ということからスタートするのもわかりませんが、償却資産、税法上のことを全ての人が分かっているわけではないので、なかなか知らない方も多いと思います。

そういう意味では、例えば農業従事者の方からもそんな意見が出てるんですけど、もっといろんな事業者、職種もあると思うんですけど、例えば幅広く、農業関係の方に多い青色申告や農協、また、商工会というのを通して周知ということを徹底できなかったのか。現実的には知らなかったという方も多くおられるので、そういう意味でそういった周知の方法は取れなかったのか。この点について、再度お答えいただきたい。

6点目は、事業者数等ですけど、全事業者数が749件で、個人事業者が472件、調査済みとしては約400件、53%に対して調査をされた。指導はそのうちの50件にとどまったということですが、残りの調査件数は350件。その350件の中にはもともと、大手企業も含めて申告もされている方もあると思うんです。もともと8,000万程度の償却資産税収入が平群町、あったので。この350件の中、まだ未調査の部分の中にはもともと申告納税されている事業者も含んでいるのか、お答えいただきたい。

7点目、過去5年間の課税についても課税をする方向で指導されているということなんですけど、また、それは地方税法に定められているので、過去5年間の課税を行っている。税法ですから特に問題はないとは思いますが、納税者の方の中では悪質ではないのに、ただ知らんかっただけやのに5年も遡るといふのもどうなのかという意見も出ているようです。償却資産の税について少し聞いただけで、私も確認はしていないんですけど、過去の課税は緩和されているという、何年かまで、3年とかそういうことで緩和されているという自治体もあるというふうに聞いたんですけど、その辺の検討、調査というのとはされなかったんでしょうか。この点についてもお答えいただきたい。

8点目は、大型スーパー等の駐車場の舗装や空調機や農地の太陽光パネルもなっているのかということで、空調機は家屋一体型以外は対象。一体型といいますと、天井についているビルトイン等のことだと思いたいんですけど、あと、事業用の太陽光パネルも対象になっているということなんですけど、大型物販店の冷蔵庫や、そういう機器類、そして駐車場等の舗装も対象になって、課税されておられると思うんですけど、その辺のことについて再度お答え願います。

9点目は、温室ハウスのガラス建屋、ビニールハウスなんですけど、ガラス建屋というのは建物という扱いになるが、ビニールハウスは償却資産ということなので、よく分かりました。それはこれで結構です。

あと、10点目ですね。指導の上、課税をされるという住民と指導を見過ごされる住民が存在している現状に対して、不公平感が否めないという意見が出ているようです。役場としては地方税法上、不公平ではないということでの思いだと思いたいんですけどね、それはもともと償却資産税をお支払いになっている方と比べると不公平はないということなんですけど、これまで知らなかって、悪意を持ってたわけじゃなしに知らなかって払ってなかったのに指摘をされる方と、その中で指摘をされない方がおられるということに対してですね、今も全ての調査が完了されておられないという状況の中で、先ほど言ったように全ての方に指導実施されていないということは、ただ、自分のおっしゃってる、指導された方にとってはね、自分の周りでは1割ほどしか指導されていないと、9割の方がまだ指導されていないという感覚をお持ちのようなんですけど、そういう不公平という意見の方に対して、どのように考えておられるのか、お答えいただけますか。

以上、何点かよろしく願います。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、再質問にお答えいたします。

まず、青色申告会等の周知を徹底できなかったのかということの御質問です。

当初、事業者が集まる会議等で説明会等を担当課のほうで検討しておったんですが、運営側のほうでコロナ禍の事情もあるということで、控えてほしいということもありましたので、結果的には説明会等、そういう事業者向けのことはできておりませんでした。

議員お述べのように、周知については償却資産、なかなか認識不足ということとは納税者にとっては、そういう方おられますので、周知については大変重要なことだと考えておりますので、再度、広報紙と関係団体の協力を得ながら、説明会や申告の相談会を設けるなど、事業者に理解いただけるよう、様々な方法で幅広く周知を図っていきたいと思います。

あと、調査件数の残り50件の事業者の状況についてということの御質問です。その約50件につきましては、既に申告納税されている事業者も含んだ件数となっています。ただ、この中には小さい、免税点未満の事業者も多く入っているのかなとは思っています。

あと、5年間遡って課税している市町村等、調査をしなかったのかということとでございます。検討はしなかったんですけども、実際、県内の全ての自治体の状況は把握しておりませんが、このように償却資産の取組されてるのは、全12市は、奈良県中は全て行っておられます。ほんで、奈良税務署管内でも生駒郡4町においても、全て5年分を遡及して課税をしております。

そのほかの市町村についても、国、県等の指導が入ってますので、過去5年間の課税をしているものとは認識をしております。ちなみに通常の更正の場合は5年間遡及ということで今、対応させてもらってるんですけど、偽りやその他の不正の場合は7年ということになってます。

続いて大型物販店の冷蔵庫等も課税になるのかということの御質問です。物販店等の冷蔵庫などの器具、備品や駐車場の舗装等の構築物も対象となります。ここで課税標準が免税点以上、150万円以上やったら課税となります。

最後に、指導に対する不公平感ということで、町はどのように考えてるかということとでございます。現時点で全ての方に指導は実施できておりませんが、償却資産を所有されているにもかかわらず、一部の方しか、1割しか指導されてないことをもって不公平というのは、町としてはどうかなと思っております。町としましては、正しく申告納税されている事業者のことを考えますと、地方税法に基づきまして速やかに課税をすることがむしろ公平な対応であると、そのように考えてます。

ただ、周知不足については一部否めない点もございますので、先ほど申しま

したけども、事業者には御理解いただけるよう、さらに周知に努めてまいりたいと思いますし、調査時期が早い、遅いをもって疑念を抱いておられるところでございますので、できるだけ早い時期に指導が済むように、課税に向けて取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議 長

山田議員。

○ 9 番

何点かお聞きします。最後のほうでもおっしゃったんですけど、周知については、コロナ禍の中でなかなか、いろんなところで説明ができなかった。そのことについては、いろんな方法、手法を使って幅広く周知していきたいということなんですが、そういう会合等があるのであれば役場のほうからも出向けなくてもですね、その主催する事業者の方からも詳しくは役場のほうでということと一言、周知していただけるような手法も含めて協議していただきたいと思っています。やはり、ホームページや広報だけでは周知不足だったと思いますよ。

6番についてはね、ちょっと違うかったんですけど、749件、約750件の事業者に対して調査済みが400件なんで、その残りの350件の中には、まだ調査をしていない350件の中にはもともとの申告納税されている方も入っているんでしょうということなんです。そうすると、本来調査しなければならない、指導しなければならない事業者数というのはこの350件より少ないということになってくるんで、そのことをお聞きしてるんで、よろしくお願ひします。

7点目は、県内ではほとんどの市町村が5年も遡ると、ただ、悪質であれば7年遡れますよということなんですけど、それは税法上の話なので町は何も間違ったことはしてないんですけど、そういう住民感情という面も含めて、検討も必要ではなかったのかなということも思いますが、これはこれで結構です。

あとは、8番は大型物販の駐車場も対象になると。

ただ、10番についてなんですけど、不公平感ということで、先ほども、今おっしゃったように、町としては不公平ではないということ、おっしゃってることは十分理解はします。それは先ほど言ったように、これまで納税されていた方と納税を単にしていない。ただ、知らなかったということの上でですね、まだ一度に全事業者数の調査をするというのはなかなか大変だと思います。タイムラグ、時間差が出てくるのは仕方がないという、私は理解もするんですけど、そういう意味で不公平感が出ている住民に対して、やっぱりそれはそれで丁寧な説明はしていただいていると思うんですけど、今おっしゃってる指導さ

れていない事業者が必要であれば、早急にしなければならないと思うんです。それが不公平感を解消する大きな方法だと思うんです。役場はそれに対して努力する必要があると思うんです。

そういう意味で、言い切るとは、し切るとは言わないですけど、今、令和4年度ですから令和5年度中には全事業者の調査を完了していただきたいと思うんですけど、いかがですか。

○議長

総務部長。

○総務部長

ただいまの質問にお答えします。

知らなかった方に対しての指導ということで、既にもう課税、指導入ってる方もおられますので、先ほども申しましたけども、できるだけ早い時期に指導していきたいと。議員のほうから、令和5年度中ぐらいまでにはどうかということでございます。その方向で調査をしてまいりたいと思います。

残りの350件については申告納税されてる方、事業者を含んでますので、調査対象としてはそれよりかなり少ない数字になります。

以上でございます。

○議長

山田議員。

○9番

残り350件が全て調査しなければならないということでもないと思います。そういう意味では調査の必要数はもう少し減ってくる。調査をすると一言で言ってもいろんな労力も必要ですし、今も国税局のOBの方ですか、いろいろ手伝っていただいて、いろいろ調査もしていただいているということなので、引き続きですね、町としても不公平感が、今後、これまた人員不足で調査ができないという状況をつくらないようにですね、残りの事業者についてもしっかりと調査をしてですね、不公平というお言葉が出ないようにしていただきたいと思います。

償却資産はちなみに令和元年で8,350万、令和2年で8,600万、令和3年で、今年の決算では1億円と。今年は5年に遡った税も入ってると思うので大きく増えたのかもわかりませんが、そういうふうな状況になってるので、あくまで申告税、知らなかったら、なかなか納税もできないということを念頭に調査の完了を早急に実施していただいて、そういう言葉が出ないようにしていただきたいということをお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議 長

それでは、山田議員の一般質問をこれで終わります。

午前 1 1 時 3 5 分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 1 1 時 1 8 分)

再 開 (午前 1 1 時 3 5 分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号 9 番、議席番号 5 番、稲月議員の質問を許可いたします。稲月議員。

○ 5 番

稲月敏子です。それでは、先般通告をさせていただきました 3 点について質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

1 点目、平和啓発事業の充実を。

平群町が住民と力を合わせ、開催をしてきました「平群平和のための戦争展」や戦争体験記の発行などは他の自治体ではあまり見られない重要な事業であると考えます。本年は特に戦後 77 年となり、戦争体験者は当然減少していく、こういう現状の中、戦争の悲惨さ、また愚かさ、人々の悲しみ、平和の大切さなどをいかに次世代に伝えていくかが問われる非常に大切な年となりました。また、マスコミでも非常に取り上げられております。そんな時期を迎えて、さらなる平和啓発事業の充実を求めてまいります。

1 点目、本町が実施をしている平和啓発事業の内容や非核平和宣言の町宣言文、また宣言日、平和や戦争に関する議会で議決をした意見書や、また町長が実施をした声明など、こういった条項などが分かるような、公式ホームページでも常時閲覧ができるようにしていただくこと。

これらについては、他市、他町、他自治体でも戦争展の様子、また戦争体験記なども掲載をされていたり、また、私が 3 月議会で一般質問させていただきました被爆アオギリの植樹や成長状況、また、この樹木の前での行事など、こういった状況なども他自治体ではアップをされているという状態もございます。ぜひ実現をしていただきたいと思います。

2 点目、平群平和のための戦争展がさらに充実できるようにすること。戦争体験記、証言を聞き取り、また、まとめていく、こういった作業も実施をして

いってほしいというふうに考えます。

この２点であります。

大きく２点目、町役場庁庭の整備を。

庁庭のアスファルト部分が傷み、凸凹がひどくなっています。役場には様々な方たちが来庁されます。高齢者が凸凹につまずいて転ぶなど、あってはならないことが実際起こっております。私の目の前で起こったのは先月、８月の３１日でした。幸いに大きなけがにはならなかったのでほっとしましたが、どんなことになるか分かりません。点字ブロックはしっかり設置されていますが、下地の路面とブロックとに段差が生じているとか、また、カイツカイブキの根が横へ広がって大変大きな凸凹を生み出しています。

車の往来から路面自身はかなり傷んで、穴が空いている状況でございます。何年か先には庁舎を建て替え、移転をする計画がありますが、そこまでこのような現状を放置をしていくことは許されないのではないのでしょうか。早期の整備を求めます。

大きく３点目、男性トイレにサニタリーボックスの設置を。

前立腺がんや膀胱がんなどの手術、治療後のケアのため、吸水パッドを使用する男性が増加をしています。これまでは男性トイレ個室にはこれらのものを処分するボックスは設置をされておられません。

これは、５月１日に共同通信が発信をした記事、これが奈良新聞にも掲載をされました。それ以降、NHKやほかの新聞にも掲載されたようです。埼玉県日本骨髄バンクの設立に尽力された方が困っておられる実態を知って、発信をされ、全国で少なくない自治体や議会の中でも取り上げられ、公共機関で設置をすることが広がっております。必要とする人たちはなかなか恥ずかしくって声を上げられない、上げづらい状況にあるということをしっかり配慮をしまして、まず、公営の施設から設置をすることを求めたいと考えます。

どうぞこの３点について、よろしく願いをいたします。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、稲月議員の１項目めの平和啓発事業の充実についての御質問にお答えいたします。

まず、１点目の平和啓発事業の内容等を公式ホームページに掲載することについてでございます。本町が取り組む平和啓発事業及び発信する情報について、公式ホームページに掲載し、常時閲覧する方向で進めてまいりたいと思います。

次に、２点目の平群平和のための戦争展の充実についての御質問です。戦争

体験記の証言の聞き取り作業については引き続き、平群平和のための戦争展実行委員会と協働で実施するとともに、平和への取組がより充実できるよう取り組んでまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議 長

稲月議員。

○5 番

ありがとうございます。大変前向きに御返答いただきまして、本当にうれしいです。常時ホームページのほうに平和のページというんか、平和啓発のページという名前にするのか、それはまた御検討いただきたいなと思うんですけども、いつ見ても、平群町ではこういうことを平和のためにね、啓発をするためにこんな取組をやってるねんというのが皆さんに分かるように、また、他市や他町の方たちも見られて、また参考にしようかな、行ってみようかなとか思ってくださいというのは非常に大事なことですし、何より平和を守っていくことの大切さを伝えていくという、平群町の考え方、精神を大いに発信をしていただきたいというふうに思います。

2点目についても、大変な作業になります。実行委員会のメンバーと一緒にやっぱりやっていくというその気持ちはずがまず大事だというふうに思います。具体的にはね、それを実行していく人の問題がありますし、それを応募していただくようなね、そういったものもそのホームページに掲載をしていただけたらなというふうにも思っておりますので、広くやっていきたい、私自身も頑張らせていただきたいなというふうにも思っておりますので、また、力を合わせてやっていきたいということで、大変ありがたい御答弁でございましたので、これはこれで結構でございます。

○議 長

総務部長。

○総務部長

それでは、2項目めの町役場の庁庭の整備についての御質問にお答えいたします。

役場前の庁庭については、委員お述べのように、特に木の根が盛り上がっているほか、町有バスの出入りにより傷みが生じている箇所もございます。その都度、補修対応は行っておりますが、住民が安全に利用できるよう、今後についても、予算の確保を含めながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

稲月議員。

○5 番

そのとおりなんです、やはり目の前でね、大勢の人が見てはったんです、集団でおりましたので。この議場の議員の中でもほかの方も見ておられたという現状もあります。ただ、木の根っこの凸凹についてはね、あの木を撤去する以外どうしようもないというのが、もう古い木ですしね、あるんで難しいというふうに思う。だから、あっこにあまり入らないような工夫、なんかそんなんはしたほうがいいかなというふうに見てて思いました。

それ以外のところにも凸凹あって、その部分だけを修理するとね、またほかで段差ができたりするんですよね。だから、ちょっとこ入れしてもらわへんかったら、つまづくような条件というのがなくなってしまうということにはなりにくいんでね。もうそれこそいろんな年齢層の方、いろんな障がいをお持ちの方、子どもさんもいらっしゃいますしね、その辺では十分対応していただきたいというふうに思います。もう一度、すみません。

○議長

総務部長。

○総務部長

議員お述べのように、あの木の周り、特に、私も見てたらあれ、かなりあれなんで、あれをそぐとまた木が枯れるとか、ほんで上に乗せるとまた段差ができるとか、議員おっしゃってるように周りにラインとか引いて入れないほうがいいのかなとか、その辺はまた考えながら対応していきたいと思います。

以上でございます。

○議長

稲月議員。

○5 番

ありがとうございます。本当に事故の起こらないようにみんなが、まずね、やっぱりこの庁庭というの、役場の前というのはやっぱり顔やと思うんですね、平群町のね。平群町に来庁されて、まず「何ちゅうとこや」というふうに、庁舎自体が古いですしね、いろんなところで、それほどよい印象というのは与えられないかもしれないんですけども、できるところについてはできるだけことをしていただいて、このような事故が再び起こらないようにやっぱりしていただくということでお願いをしておきます。これで結構です。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、3項目めの男性トイレにサニタリーボックスの設置をについての御質問にお答えいたします。

近年、男性トイレにサニタリーボックスの必要性が高まっていることについては承知をしているところでございます。限られたスペースであることから、設置場所や衛生上の管理の課題もありますので、それぞれの施設における管理者や管理事業者とも調整しながら検討してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議 長

稲月議員。

○5 番

即、どこにも一発で、どの個室にもボックスを設置というふうには、すぐにはいかないというふうには思います。しかしながら、これ、高齢化が進む中で、やっぱり問題は大きくなってきているというふうには一つ、思います。

しかし、あんまりネットで調べても出てこないんですけど、私の経験とかそんなも含めて、若い方でも過敏性大腸炎とかね、もうとにかく精神的なというんか、いろんなストレスとかね、そんなんが原因で過敏性の大腸炎なんか起こされる方というのは非常に、職員でもおられるんちゃうかなというふうに思うんです。そんなみんながみんななるわけじゃないですけどね、そんな場合でもね、やっぱりそうそう休めないから、そういった措置をしながら出勤される場合だってあるしね、必ずしも高齢者だけの問題ではないというふうに私は考えております。

そんなんでは、特にジェンダー平等の観点から言ってもね、やっぱり男性であろうが女性であろうが、汚物を処理できるボックスというのを個室に、そんなに、大きなものをつけてはる自治体もあるみたいですけども、大体千幾らで1個買えるようなそういうボックス、小さなものを設置をされてるといふのが多いんじゃないかなと思ってます。

奈良県ではまだあんまり出てこないんで、ちょっと状況が分からない。また、男性の個室なんで、私、女性ですのでなかなか見に行きにくいというのがはっきり言ってあるんでね。行ったら怒られそうやし、捕まったらいかんし。そんなんで、平群町内についてはうちの配偶者のほうが見に行ってくれたりとかはしたんですけどもね。そんないろんな、みんながみんなそうではないですけども、困っておられる方、そこにやっぱり耳を傾ける優しい町政であってほしいというふうに思います。

今、民間でもこれが広がってきてる、企業なんかでも設置をされるというところも出てきているというようなこともネットなんかで調べても出てまいります

のでね、また、よくお調べいただいて、設置の方向に向けて、いろんな施設とのね、各施設との協議も進めながら前に向けてほしいなと思います。もう一度すみません。

○議長

総務部長。

○総務部長

検討ということでお答えさせていただきまして、まず、住民がよく利用されるような多目的トイレから試験的にとといいますか、役場本庁、プリズムとかありますんで、そういうところから場所を検討しながら考えていきたいと思いません。

以上でございます。

○議長

稲月議員。

○5番

多目的トイレについてはちゃんと設置されてるから、男女両方使われるんですね。それとオストメイトですか。大腸がんの手術された方なんかの処理もできるような設備が整ってるところについては、もう既に問題ないというふうに思ってます。男性の個室ですので、そこをお間違えのないようによろしくお願ひします。

これで私の一般質問は終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長

それでは、稲月議員の一般質問をこれで終わります。

午後1時30分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 11時 51分)

再 開 (午後 1時 30分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号10番、議席番号7番、山口議員の質問を許可いたします。山口議員。

○7番

9月議会最後の一般質問になります。よろしくお願いいたします。私は通告を2点提出しておりますので、まず1点目、櫛原山林のメガソーラー開発について。

協栄ソーラーステーション合同会社が櫛原山林で開発をしているメガソーラー問題については、2020年6月議会から毎議会、一般質問で取り上げ、今回は10回目になります。この問題が明らかになったのは3年前の2019年7月の町議会全員協議会でした。その後、この問題が大きく動いたのは昨年2021年2月、事業者による開発地の伐採です。この伐採中の4月に平群のメガソーラーを考える会が、事業者が奈良県から2019年11月に許可を受けた林地開発申請書の下流河川流下能力の勾配などを偽装していたことを見つけ、そのことを受けて、奈良県が流下能力の誤りを確認し、6月中旬、荒井知事が工事停止命令を出しました。

しかし、協栄ソーラーは、それまでの4か月足らずで約30ヘクタールを皆伐しながら、本来設置すべき皆伐に見合った調整池などの防災施設を設置しませんでした。あれから1年3か月。いまだに下流域住民が安心できる防災施設は設置されていません。

奈良県の担当部長は、昨年12月と今年3月の県議会本会議で「梅雨どきをめどにできるだけ早い時期に必要な調整池を設置するよう事業者を指導している」とのことでしたが、実現していません。その後、今年6月の県議会担当部長は「9月末までに30年確率の大雨にも対応できる調整池を造るよう強く指導している」と答弁しました。

しかし、8月14日、防災に関わる住民説明会で、協栄ソーラーは「9月末は無理。11月頃になる」と説明しました。また、協栄ソーラーは8月28日、開発許可変更申請の住民説明会を開催しました。住民への周知が不十分で、参加者は五十数人でしたが、虚偽勾配など、下流河川の流下能力や調整池の計画を修正して、すぐにでも県に変更申請するとのことでした。

これらのことを踏まえ、何点か質問します。

1点目、工事停止命令から1年3か月、下流域に災害の危険があるにもかかわらず、いまだに必要な防災施設が設置されていません。事業者や奈良県にどのような働きかけをされているのでしょうか。また、協栄ソーラーの「9月末は無理。10月、11月頃になる」との説明について、町長の見解を伺います。

2点目、大和川流域における総合治水の推進に関する条例では、森林法、宅造法での開発行為を特定開発行為として、大和川流域調整池基準で、市街化調整区域では50年確率の降雨に対応する防災施設を設置することとなっているにもかかわらず、県は「30年確率の大雨にも対応」としています。町長はこのことを容認しているのでしょうか。

3点目、協栄ソーラーは県への開発許可変更申請で、下流河川の流下能力や調整池容量を修正、変更したようですが、町長はその内容を把握しているのでしょうか。

4点目、下流河川や水路の流下能力について、事業者は河川管理者との協議が林野庁の通達「開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて」及び県の「林地開発の手引」で義務づけられています。当然、これらの河川、水路の安全が担保されているかどうか、町としてチェックがなされると考えますが、町長の見解を伺います。

5点目、この間の答弁では、本町に技術者がいないことを理由に河川協議を県に丸投げするような説明でした。専門家を招請するなどしてでも町が責任を持つべきです。町長はどのようにお考えでしょうか。

6点目、変更申請の内容については、偽装勾配があった経過からも、下流域住民に対して詳細な説明と同時に同意も必要と考えます。町長の見解を伺います。

大きい2点目は、虚偽説明で廃止を決めたウォーターパークは存続を。この問題についても、この間、3月、6月議会で取り上げています。

まず1点目ですけれども、昨年12月議会で廃止を議決したウォーターパーク施設。補修に莫大な経費5億4,000万円が必要との町長の説明は虚偽であったことが明確になりました。廃止議案議決後の今年3月議会、6月議会での私の「改修費5億4,000万円は虚偽」との指摘に対して、「結果として入替えと補修の経費が混在した。事実として積算内容に差異が生じた」と答弁。事実上、虚偽を認めました。

また、改修費5億4,000万円の元資料は6年も前の平成28年にプール槽全面入替えで積算した資料を基に作成したもので、廃止を検討し出した2年前に改修費の積算をしなかったのはなぜか。この質問にも「少なくとも補修の予算と比較すべきだった。過大設計と言われても否定できない」と答弁しました。廃止の大きな理由の一つ、補修に莫大な経費が必要との町の主張は崩れました。町長がウォーターパークを廃止する決断をした大きな理由の一つが崩れたわけですから、廃止した条例を元に戻すべきと考えます。町長の見解を伺います。

2点目は、本来の改修経費を積算して、継続か廃止かの判断をすべきとの3月議会での私の主張に町の答弁は「現状に見合った積算を徴取し、数字を精査している」というものでした。この報告がやっと今議会中の7日にあり、その資料もこの一般質問を提出する議会初日の2日でした。そのため、町教育委員会が積算を徴取し、数字を精査した補修費の内容については、この質問の提出

時点では不明ですが、新たに積算を徴取し、数字を精査した改修費の精度について、どの程度とお考えでしょうか。

3点目、新たな改修費は町が昨年7月、ホームページに掲載して、住民に説明した5億4,000万円と大きな乖離があります。当然、住民に対して間違った資料を示したことに謝罪し、そうなった経緯の説明が必要です。その上で新たな改修費をホームページ、広報等で知らせ、改めてパブリックコメントを聴取することが求められます。これらについて、町長及び教育長の見解を伺います。

以上、大きく2点について、明快な答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、山口議員御質問の1項目め、櫛原山林のメガソーラー開発についてお答えします。

まず、1点目の応急防災調整池の工事が遅れていることについてですが、県議会において奈良県が事業者に対し、応急防災調整池を9月末までに完成させるよう指導しているという答弁は承知していますが、その後、奈良県と事業者との間で技術的な協議がなかなか整わなかったというように聞いております。今年の梅雨時期を過ぎて、夏から秋にかけての台風時期についても応急防災調整池が完成していない状況は大変遺憾ではありますが、現在聞いておりますのは今月の下旬には応急防災調整池の工事に着手するとのことでした。

2点目の応急防災調整池が30年確率で容認するのかについてですが、大和川流域調整池基準等に基づき、開発地内には50年確率降雨に対応する調整池を設置する計画になっておりますが、造成工事に先立っての応急防災調整池については30年確率の調整池を造る計画であると聞いております。工事着手がこれまでの予定より相当遅れておりますので、下流域の安全のためにもまずは一日でも早い応急防災調整池工事の着手が優先されるべきと考えます。

なお、この応急防災調整池の調整容量に関しては、現在においても奈良県と事業者の間で協議中であるとも聞いていますので、今後の動向についても注視してまいりたいと考えます。

3点目の開発許可変更申請の内容把握はについてですが、9月1日に事業者より宅地造成に関する工事の変更許可申請書が町に提出されました。申請書類は膨大な量になりますので、この内容を詳細にわたり把握しているという段階ではございません。

4点目の町は申請内容を検証するのかについては、奈良県が許可権者であり

ますし、技術的な検証は奈良県により十分検証されているものと考えますが、下流域の水路については、所定の流下能力が得られない狭いところがあるため、数か所で部分的に改修工事が必要と聞いております。町の法定外公共物としての水路でありますので、事業者による改修計画等についてはしっかりと検証した上で、工事方法などについては事業者と協議してまいります。

5点目の専門家による検証はですが、先ほど申し上げたようなことについて、必要であれば水理計算などの専門技術者への委託についても考えてまいりたいと考えます。

6点目の詳細な住民説明の必要性はについてですが、下流域の住民が防災上、御心配になるのは当然のことと存じますので、事業者には今後も丁寧な説明をするよう指導してまいります。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○7番

今答弁いただいたんですが、6項目に分かれてますが、まず①②について一緒に再質問しますけれども、技術的な協議が整わなかったから進んでないというようなことを言ってるんですが、この間ですね、さっきも言いましたように、協栄ソーラーが8月14日に仮設防災施設についての説明会、8月28日に新たに変更申請を出すということで、その内容の説明がされました。

これ、2回目のほうがこういう資料を出してきてるんですけども、町の職員の方は来られてなかったと思うんですが、五十数名でね、これもほとんど案内来てないんですよ。8月14日の緊急防災の案内は、私、福貴団地に住んでますけども、福貴団地の全戸に入ったんです。でも、28日のほうは一切、あるというそういう案内は全くなかった。いろいろ聞いてみると、28日のほうはほとんど案内なかったということで、14日のほうはそれよりもたくさんのところに入ってたというのは聞いてますけれども、いずれにしてもね、去年の2月から6月まで約4か月、皆伐してですね、そっからもう1年3か月ほったらかしなんですよ。

最初の土が見えてる状況から、国道のほうから見ると草が生えてるのか、まずそれは分かりにくくなってはおりますけどもね、しかし状態は一緒なんですよ、むき出しのところもいっぱいありますし。今月、9月上旬ですよ、何回か結構夜中に何十ミリという雨降ってるんですよ。前1回問題にして、いまだそのままになってる農園天国が盛土した、そこのですね、町のフラワーロードを越えた、要するに下流の辺りの業者が設置したフレコンバッグ、土のう

の大きいやつですが、それが崩れたりして。もう当然町のほうは御存じやと思いますが、そういうことも起きてるわけですよ。だから、それよりもう少し大きな雨が降れば、本当にもっとざっと流される可能性がある。町の広域農道だっているいろいろな被害をこの間も受けてるわけです。そういう点から見ればね、この間の県の対応はあまりにもひど過ぎる。そうでしょう。

去年の12月と今年の3月に「梅雨まで」というのは、梅雨というのは6月ですよ。それまでにと行ってたんです。次は6月議会になって、9月中にというような話になったわけですよ。だから、これに対して町としてね、県もそうですけれども、町が一番身近な住民の安全を守らなあかん立場にあるのに2回も、要するに、正式な県議会の本会議で部長が答弁したことが全く実現されてない。そのことに対して町長として抗議しましたか。おかしいでしょう、これ。たまたま、そこまでの雨が降ってないから、今のところ災害にはなってませんが、現場とか現場の下流では、住宅地までは行ってなかったって、ところどころでいろいろ崩れたり、この間もしてるわけです。

そういうこともあるわけですから、いつ大雨が降って、災害が起きても不思議でない状態がずっと続いているということを感じてるのかどうかなんです、一番身近な行政である平群町が。だから私は県に抗議すべきだと思うんですよ。

ほんで、この問題について知事が9月7日の記者会見で言ってるのが読売新聞に載ってました。何を言ったかという、今言った、県が示す日程から度々遅れると、事業者がね、防災施設を造るのが。それについて住民が不信感を募らせていると。県から直接説明したい。

これだけ読めば、奈良県が事業者に指導してるけれども、なかなかそうはなっていないと。住民の皆さんから不安もあるし、怒りもあるだろうと。だからもう県が直接説明しますよと。こういうことを言ってるのね。ここだけ聞けばまともですよ。本来なら、その前に平群町が先にやらなければならないと思うんですが、県の荒井知事のこの新聞記事、私は記事でしか見てませんが、記者会見でのこの発言、そのまま載ってますから、多分、事実だろうと思うんですよけれども、その点について、平群町としてどう考えてるのか、そのことはお答えください。

それからですね、この間、8月14日の協栄ソーラーが行った仮設防災施設の説明会、昨年設置した沈砂池ですけれども、泥をためるところですけども、これはもともと水を抜く装置がなかったから調整池にも何もならないということで、それでパイプ設置工事をしたというわけですよ。それも終わったの、今年の7月という説明でした。

じゃあ、それをつければ、そんでええのかといたら、これは仮設防災パート1だと。こういう説明をしてですね、パート2の説明はほとんど中身なかったんです、何をするかというのは。結局、そこでちょっと考えなあかんのは、私も8月28日のほうは参加して聞いてたんですが、そのときは笹生さんという責任者ですね。今度のメガソーラーを今つくってる、協栄ソーラーも含めた責任者の方も参加されてました。

そこでね、いろいろ参加者から要望とか怒りとかも出てたんですが、そこで要するにこの事業ができるかできないか、今、瀬戸際だと。だから、ちょっと前後しますけれども、いろんな、例えば、大釜川のほうの水利組合の西向の人から「全然協議がないやないか」とかいう話、質問も出たんです。それと、西向の場合は高圧線の埋設もありますから、そのことも出たんです。それに対してね、できるかどうかまだ分からん瀬戸際だからそんなこと構ってられませんというような回答なんです。だから、向こうはそういう状況で、だから全然住民の不安にまともに答えてないんよ、そういうところで言えば。ちょっと横道にそれました。

それと、もう一つはね、県はさっき言ったように30年確率。今、答弁で何と言いましたか。応急防災では30年確率と聞いているって、県から聞いているんやけど、これ間違いだったことは県自身が、9月5日に考える会の人たちと懇談したときに、間違いだったって認めてるんですね。50年確率ですするというのが本来、私、最初に言ったそういう指導になってるのに、大和川の関係とかなってるのに、30年と言ったら間違えだと言って。これは聞いてますか。

本来ならね、それを30年って県が言ったときに、町のほうが、いや、県の指針とかそういうことで決まってるのに何で30年ですか。逆に町のほうから県に違うん違いますかって言わなあかんわけでしょう。それもなしに、たしか、そう言われたら、もうそのとおり、そんでええんですみたいな、いうような今、答弁もしてるけどやね、ほんでまた、協議中と言ってるけど。

ここで今、ちょっとさっきの答弁で分からなかった。今月下旬から着手するって言ったよね、防災については。その点、その後、また一日も早い必要やけど、最後のほう協議中という答弁もしたんやけど、それはちょっとどういうことか、もう1回説明してください。

それからですね、変更内容を把握しているのかということに、9月1日に町のほうに宅地造成の申請書が来た。これはあれやね、県から来たんですか、これは。県から回ってきた。そうじゃなくて事業者が持ってきたんですね。町は別にこの宅造は県のほうが審査するんでしょう、これも。これはまだ全然チェックしてないというようなことでしたけども、その中身についてはちょっと

ね、一番必要というか住民が肝腎なところで分かるようなことは、ちょっと開示していただきたいというふうに思います。

それから、4点目の河川協議はするけれども県が許可、それは全体の許可権者は県ですけども、河川、水路については町が管理者ですから、町が当然、協議する必要があると思う、事業者とね。そやけど、この間、全然やってない。最初の申請書では全くやってない。全くやってないところがああいう虚偽資料になってですね、流下能力全然ないのに全部勾配を180パーミルにするというようなことが起こったわけですから、ここは県任せにせず、町としてもやっぱりしっかりチェックする必要があると思う。

県が駄目だからということじゃなくってね、現に1回目で見落とししてる。見落とししたんか、よして見なかったのか知りませんが、重大な見落としをしてるわけじゃないですか。だから、住民の命に一番近いところで行政をあずかってる町としてね、そこはチェックするということははっきり言ってほしい。答弁では部分的に必要と聞いているという、よう分からん答弁やけど、どっちにしてもそこんところをやってほしい。

ほんでね、ここに水路のやつとかちょっと書いてるんですよ、どういうふうに変ったかって。元のこの数字出てんのと、要するに下流域の断面とかですね、勾配、粗度係数とか出て、最後に比流量が出るんですけど、その数字が最初出したやつと事業者が新しく出してきたやつとでは、まるっきり違うんですよ。もう全く、だから最初のはでたらめやったということがはっきり。

ただ、向こうはですね、測点が最初の測点と違って、上流何メートル、下流何メートルの何とかを取ってって、私ら素人にはなかなか分かりにくいようなことを言って、書いてるんで、やり方がちょっと違うみたいな言い方してるんですけどね、それにしても全く違うもんになってるというのもちょっと問題になりますし、その辺どう思ってるのか、ちょっと聞きたいのと、それから最後のところで、町が責任を持ってチェックする、必要があれば、「必要があれば」というふうな前置きつけずにね、少々金かかっても一定期間そのことに詳しい専門家の方をお願いして、しっかりチェックすべきだと思うんです。

既に事業者はこの前の8月28日の説明会で、要するに水路の狭いところは町と協議して改修すると、こう言ってるわけですよ。それ、今、この前の説明会では2か所だけ書いてあるんです。2か所でええのかどうか。それでオーケーできるのかどうか。その辺も含めて町としては当然チェックしないとあかんわけですよ。現場全部、向こうはもう1回測量をし直して見てんのかどうか分かりませんが、いろんなところでちょっと違うんちゃうかというようなこともあるんで、前回の質問でも言いましたけれども、その専門家にもう1回ね、

業者が言ってるのが正しいのかどうか、そのチェックも含めてきちっとやるべきだと思いますが、いろいろ言いましたけど、それらについて再度お答えいただけますか。

○議長

観光産業課参事。

○観光産業課参事

たくさん再質問いただきましたので、漏れ落ちがあったら、また御指摘ください。

まず、最初に9月7日の知事の記者会見で、奈良県が直接住民に説明するというようなことをおっしゃったということで、記事にもなっておりましたし、そのことについてはですね、奈良県の御担当とかにも具体的にはどういったことをされるんですかというふうにお聞きもしたんですが、具体的にどうするかというようなことについてはまだ決まっていないということでお聞きしております。ただ、知事がそういうふうに住民の方に説明をするとおっしゃったことは非常に重いことだと思いますので、また今後、具体的にどんなふうにするのかということについて県からの話がありましたら、そのことについてはお伝えしたいと思います。

次に、9月の5日ですか、30年確率が間違いで、50年確率が本来の姿やというようなことで、これ、恐らく、いわゆる考える会の方が県との協議の中でそういったふうなお話を聞いてきたということだと思うんですが、町のほうでも少しそういう話をお聞きしたので、県のほうにも確認したんですが、まだちょっと具体的に何も決まってることではないということで、詳しいことについては聞いておりません。

ただ、最初の答弁でもありましたように、まず基本的には早く着手していただくことが重要だと思います。応急防災調整池、仮に30年確率ということで着手するとしても今月末ということをお聞きしておりますし、調整池の工事に着手しますと、まずは伐採した木を移動させたり、あるいは搬出したりというような準備作業にかなり時間がかかるということです。よって、こういったことについて、そういった着手をした以降でもですね、場合によっては県なりと事業者の間で協議していくのかなということで、答弁したというところです。

県の御担当にお聞きしてもですね、決定事項ではないことについて、なかなか説明をされないということもありますので、なかなか町としては把握していない部分が多いということでございます。

次に、宅地造成規制法の関係の許可申請につきましては、事業者からまず平群町にその申請書類が届きます。平群町で受け付けをした後ですね、奈良県に

進達するということになっております。

御質問の件ですが、この宅造の関係の申請書の中身については、当然、公文書として開示請求がございましたら開示させていただきます。

それと、河川協議、平群町が管理する水路や河川についての河川協議、これを奈良県任せにしないよう、町としてもするのかという御質問ですが、当然、議員おっしゃったような流れの中で、当初の開発申請等については奈良県のほうに全てお願いしておりましたが、いろいろとこれまでの経緯がありますので、町としてもしっかり河川協議はしていけないといけないと思っております。

議員言われたとおり、当初の水理計算の表と現在新たに出されています水理計算の表では全ての数字について違うわけですから、これについて検証するというのは当然やっていく必要があるかなと思います。もう少し補足しますと、なぜ全ての数値において違うのかということなんですが、もともと当初の申請書についてはですね、非常に距離の長いスパンで水路勾配を取っております。それが180パーミルというような勾配で、長い距離に関して勾配がきつい勾配で、だから水は流れるんだというような内容だったんですが、いや、それについてはそうじゃないということで、細かく断面を取っていったらですね、もともとある断面を測量したポイントだけじゃなくて、もともとあったそのポイントの前後数十メートルを細かく断面を取って、その中で一番狭い部分について数値を変更して書いているということで、当然、測ってる断面が違うので中身の数字が変わるということです。

もちろん、その中で水路勾配も細かく取っているんで、今までみたいに非常に長い距離で一つの勾配で通すというような書面にはななくて、細かく取った勾配で水理計算をやるということですから、当然、数字が全部変わってくるわけですが、それについても、町としても本当にそうなのかどうかというようなことも含めて検証していきたいというふうに思います。

専門技術者なんかの委託も含めてですね、町のほうで検証し切れない部分についてはそういった技術者の意見もお聞きしながらやっていきたいというふうに思っております。これについてはですね、単に参考の意見を聞くということだけじゃなくてですね、場合によっては正式な委託契約を結んで、専門家にやってもらうということも含めて考えていきたいと思っております。

それと最後、事業者が言ってます水路断面の小さいところがネックポイントとして2か所挙げられておまして、この2か所だけで本当に改修をすれば大丈夫なのかということに関して、これも検証していく必要がありますし、町として、幾つかですね、この2か所以外にも改修すべきじゃないかというようなところも考えておりますので、そんなことも含めて事業者にはきちっと協議の

中で指導していききたいというふうに思っております。

以上です。

○議長

山口議員。

○7番

これまでと打って変わって、まともな答弁をしていただいたと思っております。もうそのとおりでね、もうとにかく県に任せてたらね、いろんな意味で要するに、言いたくないけど政治的圧力とかいろんな思いとか、ほんで県のほうの要するに横の連絡が悪いというのはこの間、この問題でも度々、河川担当のほうで全く資料見てないとか、さっき言った偽装された資料についてはですね、森林審議会の委員さんは全く見てないとかね、そんなことも明らかになってるんですよ。だからお任せ、県に見てもらってるから大丈夫というのがもう本当に大丈夫じゃないんで、もう一番身近なやっぱり行政がそこんとちゃんとやらないとやってもらえないですから、その辺はしっかりしていただきたい。

ほんで、さっきちょっと言い忘れたんですが、この資料でね、ちょっと私も終わってから、この質問するのにちょっとじっくり見たんですけど、素人ながら思ったことで聞きますんで、この変更点ね、土地利用で一つは大きく変わってる点があるんですよ。残置森林やその他緑地、要するにパネルを引かない部分の森林ですね。そこが1.63ヘクタール増えてるんです。調整池ももちろんで、下の河川の流下能力とも関わりますけれども、0.33ヘクタール増えてね、その増えた大半の1.53ヘクタールが通路の進入路で減らしてるんです。要するに、できてから作業するのに通行する道路とか、いろいろ要すると思うんですが、それが1.63ヘクタールも減らしてるんですね。

これは当然パネルの設置量をできるだけ減らさないようにするためというのはもうすぐ分かるんですけども、こんなんでも要するに、例えばですよ、これは出来上がってからとかになるかもわからないですけども、そんなもともとの通路の進入路とか通路の面積をここまで減らしてね、その管理、大丈夫なのかというふうになるわけですよ。だから、そこんとこ、そういうところもチェックしていただきたい。

それから、さっき言いましたけれども、偽装した下流河川、水路の流下能力についてはほとんど測点で勾配だけじゃなく、粗度係数なども当初申請と違ってると。再調査で想定狭小箇所の上流口、さっき、ちゃんと言いませんでしたけど、上流50メートル、下流20メートルの断面変化点の測定をして、連続性等を考慮して勾配を決めたと、こう言ってるわけですけど、それやったら最初のときに何でそれしなかったんかという疑問があるんですけども、今さら

になるんで、もうそのことはいいですけども、そういう点で今、河川協議の点について私が言ったようなことはきちっとやるということなんで、それはそれでいいんですけどもね。

ただ、今、宅造の計画が上がってきてます。林地開発については町のほうには、それはまた別で資料来るんですか。県のほうには4月にもう既に変更のものはある程度出したみたいなことをちらっと聞いたんですが、これ、宅造だけじゃないでしょう、そっちのほうは町のほうにはまだ来てないのかどうか、その点も含めて、答弁していただけますか。

○議 長

観光産業課参事。

○観光産業課参事

まず、土地利用の変更点に関しては、まだこれについては、事業者からの説明等を受けておりませんので、まだ、何とも言えないと思います。ただ、確かに通路部分の面積の減りというのがこれだけあるということでありますと、確かに通常の管理等、大丈夫なのかなというような疑問点が生じますので、それについては十分事業者の説明を聞きたいと思います。

林地開発の申請のほうなんですけど、これも9月1日付けで事業者から奈良県に提出されているということです。ただし、この林地開発の申請に関しては、例えば平群町の河川協議が整った後の放流同意ですね、同意書、平群町が同意するというような文書をつけないといけないということもあります。

ですから今、9月1日に奈良県に提出された林地開発の計画についてはですね、審査をされていくんだと思いますが、正式にそれで全ての文書が整ったらですね、平群町の同意も含めて整ったら、改めて森林審議会等かかってですね、平群町に意見の照会があります。平群町が意見を述べまして、特段問題なければ許可ということになるんですが、今、町のほうで考えておりますのは、奈良県から意見照会を町に求められるときには、そこで初めて林地開発許可申請書の資料全てが奈良県から下りてきますので、その時点で議会への詳しい説明なんかもしていきたいというふうには思っております。

ですから、まだ先がかなり長いので、特に河川協議は時間かかると思いますので、そういうことで、まだまだこの問題については時間がかかるかなというふうに思います。

以上です。

○議 長

山口議員。

○7 番

大体おおむね町のほうの今の答弁で、きちっとやっていただけるということは分かりました。ただ、今、急がなければならないのは最初に出した防災施設をきちっと事業者にやらせるということで、今月末から着工ということなんですけどね、それがやっぱり今の状況に見合ったきちっとしたものになってもらわないと、最初に言いましたけども、あちこちで崩れたりなんかもいろいろ出てるわけですから、ちょっと本当にそこんところはきちっとですね、県のほうにもしっかり物を言ってもらって、一日も早くやってもらわないと、もう台風また次から次へと、今、南のほうの太平洋でできて、今14号ですか、今度、九州あたりのほうに来るという予想にもなってます。その横にもまた何か台風らしきものができてるといようなことですのでね、そこはきちっとやってほしい。

ちょっと町長にお願いしたいのはね、奈良県は奈良モデルとか言って、市町村長と知事としょっちゅう会って、やってますけれども、実態は知事の要するに独裁を市町村長が認めるというようなことで今まで使われてると思うんですよ。私は本気で、本来なら対等の立場でね、県に対して県のやるべき仕事、行政、市町村がやるべき行政、そこについてきちっと物を言うべきだと思うんで、ぜひね、本当に住民の命に関わる問題なんで、そこんところははっきり物を言ってほしいんですよ。

知事何ぼ忙しい言うたって全く会えないわけじゃないでしょうから、今回こういうね、住民が怒ってるよと、ほんで業者は言うこと聞かないんだよみたいな話を記者会見で言うだけじゃなしに、ちゃんとそういうんであったら県と町と一緒に住民説明会を、この間の事業者がどうだったかとか、住民の皆さんにはもう迷惑かけないように今、県や町はこういうことやってるんですよというのを私はやっぱり説明すべきだと思います。これだけ大きい問題ですから。その点について町長、ぜひどう思ってるのか、答弁してくださいよ。

○議 長

町長。

○町 長

それでは、山口議員の質問にお答えさせていただきます。

防災対策については、やっぱり住民が一番心配されることであり、地域住民の安心安全を守る立場から、県に対しては強く指導をするように要請してまいります。

以上です。

○議 長

山口議員。

○ 7 番

ありがとうございます。この件については、まだまだ先が長い話になると、今、参事のほうからの答弁もありましたけれども、今後もまた質問することになると思いますけれども、今回、町のほうはしっかりと河川協議も含めてやっていただくという答弁をいただきましたので、この点は評価してですね、この1番目についてはこれで結構です。

○ 議 長

教育部長。

○ 教育部長

それでは、山口議員の大きな2点目の質問でございます。虚偽説明で廃止を決めたウォーターパークは存続をとということで、3点ほど質問いただいております。

まず、1点目でございます。廃止を決断した大きな理由の一つが崩れたので、条例を元に戻すべき、町長の見解はにお答えをさせていただきます。

修繕料について7日の全員協議会でお示しした1案で、約2億3,000万円、2案で約3億7,000万円。当初、お示しした数字が5億4,000万円であるので、見直した数字との乖離がございます。しかしながら、多大な経費負担が発生することには変わりありません。併せて、ランニングコストや近年の入場者減による赤字経営の状況でもあります。それと最大の要因であります本町の財政状況も鑑みて、廃止の判断は妥当であったというふうに認識しておるところでございます。

次に、2点目でございます。新たに精査した改修費の精度はどの程度と考えるかについてお答えをさせていただきます。

今回お示しした内容は、改めて現状の劣化状況を確認し、修繕料の精査を行う目的で実施し、併せて、ランニングコストの検討も行いました。検討資料の中で過去の見積りも参考にしているところもありますが、修繕料はおおむね設計価格に近い数字であるというふうに考えております。ただし、発注ベースとなるような、詳細設計になるような内容までは精査をしておらないことは申し上げておきたいと思っております。

それから3点目でございます。新たに精査した改修費について乖離があることの住民説明と謝罪、さらに町ホームページ掲載、パブリックコメントを聴取することについて、町長、教育長の見解をとということにお答えさせていただきます。

修繕料につきましては、金額の乖離があることは事実でございますので、何らかの方法で調査結果を知らしめていきたいというふうに考えております。

それから、パブリックコメントの実施につきましては、既に廃止している施設であるということ踏まえ、慎重に判断をすべきであるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○7番

9月7日でしたっけ、1週間前ですよ、これね。これ自体の議論、1週間前にしました。これ自体の中身について、あなたたち全然答えられなかったじゃないですか、私の質問に。それ、ちゃんと教えてくださいよ。だから私は、これ、2日の5時までに出さなあかんから、この資料もらったのは2日ですからね、9月の。だからこの中身について私は一般質問では取り上げられなかった。だから、改修費の精度はどうかと、この間出した、あなたたちはこの精度についてどうかと聞いてんのに、全然今の答えになってないじゃないですか。これを聞いたということは1週間前の7日に私が細かい点も含めて指摘したことについても本来答えるべきですよ。あのとき答えられなかったんだから。そうでしょう。調べるって言ったんちゃうかったか。

大体これ自体の精度が全く私は正しくないと思いますよ。8月31日にMBSが特別何とかと言って、あれも水曜日でした、だから2週間前です。6時30分ぐらいから10分ちょっとぐらいやってたと思うんですけどね。そこで、担当者、あれ、記者さんですけども、MBSの記者がこういう、要するにウォーターパークとかプールを造る会社のメーカーに電話をした。ほんなら5億4,000万どう思いますかということで電話したら、「いや、10分の1でできますよ」と、こう言いましたよね。

多分それはプール槽中心の話やと思うんですよ。もちろんその他のいろんな機材とかがありますから。10分の1やったら5,400万ですから、それで済むということではもちろんないと思うんですが、でも、あなたたちが出したこの数字、全くバックデータなかったじゃないですか。これ自体が私は過大、高くばかり見積もってると思いますよ。

いや、本当にそれ、入札すりゃもっと下がりますよと言うけども、今年から来年にかけて、例えば、修繕してですね、来年の夏に使おうと思えば、このあなたたちが出した②のほうなんですよね。②のほうだったら、これ、合計で3億7,334万円で、こうなってるわけですね。だから6月議会の私の質問に概算で4億程度と答えたんだと思うんですよ。こっちの数字でしょう。この中の4分の1、もっと3分の1の1億700万、これが設計料、諸経費、消費税

って。全部で3億7,000万で、諸経費と設計費と消費税で30%もかかるんですか。それだけでもおかしいし、あと私、幾つか言いましたよね。

要するに、例えば、令和元年に補修した幼児プールのアトラクション遊具の経費、これ必要なのかということも言いましたよね。ほんで、一番あれはひどいのはプール槽の入替えに伴う配管設備工事の経費、それと全くおんなじ金額を配管設備工事として入れてるでしょう。プール槽、入れ替えへんのに何でこんだけかかんねんところなるじゃないですか。一部配管必要になるんかどうか知りませんが、もうそれだけ見たっておかしいでしょうと。

私、最後に言った住民に新たな数字を出して意見求めろというのはこの数字を出せって言ったんじゃないですよ。もっときちっと精査すべきだって言ってる。だから、ここで言いたいのはきちっと精査すべきだということですよ。少々金かかっても、10億もかけて造った町の財産を勝手に簡単に潰すのはどうかということですよ。もう一言言うなら、今、私ども日本共産党は平群町の党組織としてアンケート調査をとってます。へぐり民報と一緒に入ってますから、基本的に平群町住民全戸配布です。私とこへ戻ってくることになってますから、今138通、昨日までで戻ってきました。

問題なのは、メガソーラーについてはもう8割、9割は反対ですけども、プールについては反対は5割足らずです。でも賛成は10%行くか行かないか。あとは分からないです。賛成の人も分からない人も何を書いているかといったら、町のやり方に対する批判なんです。反対の人はもちろんですけどね。

やり方というのは何かというと、要するに5億4,000万って6年前の資料を持ってきて、入替えを修理と偽って、こんだけかかるから今の平群町の財政ではとてもできませんよというふうに持って行って、あっという間に廃止を議会で決めた。これに対する不信なんです。だから言ってるんです。私は1週間前も言いました、廃止するかしないか、それはもちろん、いろんな状況の中で決めることです。町長が廃止提案するのは構わないです。賛成するか反対するかどうかは別にして。ただ、ちゃんとした資料を出して、住民の皆さんに納得してもらわないやり方というのは、あまりにもひどいじゃないかということですよ。だから、そこを言ってるんですよ。

だから、もう廃止した施設だからって言うけども、現にまだあるわけだから、また、元に戻そうと思ったらできるわけですからね。だから、私はもうちょっと真摯に、住民に対して真摯になるべきですよ。だから、どれぐらい金かかるのか分かりませんが、詳細設計じゃなくって、ちゃんとかことこことこれを来年のオープンまでに直せば使えと。ほんで、それが幾らかかるかというのを出示してもらいべきですよ。あれを造ったメーカーに頼めばええじゃない

ですか。それでどれぐらい金かかるのか知りませんが、100万や200万の金でできるんだったら、私はそれやったら住民何も、そら無駄遣いやって言いませんよ。

それよりも乱暴に、全く精査も何もせずに古い資料持ってきて、こんだけかかるんだって言って、ホームページにも載せ、議会の議案の資料として出して、そのほうがよっぽど失礼でしょう。そこを言ってるんですよ。だから今の答弁なんか駄目ですって。

町長、どうなんですか。もう細かいことなんかどうでもええんです。そこなんですって。本来の行政としてあるべき姿をどうするかということを知ってるんです。根本的な問題ですって。だから私は6月議会でも、それができないんだったら辞めるべきです、町長。そういう問題ですよ。住民を裏切ってるんですよ。そういう問題という認識がないほうがおかしいんですよ。教育長は何も財政の問題だけじゃないって言うけど、ほとんど財政の問題じゃないですか、この間。だって最初に出てきたのは、緊急財政健全化計画で出てきたんですよ。だからもうそんな細かい答弁要りませんから、もう1回ちゃんとやるんですか、やらないんですか。私が言ったことに全部答えてもらって、この数字はどこまで信用できるのか、答えてくださいよ。

○議長

教育部長。

○教育部長

7日の日にいろいろと質問いただいて、まだまだ精査、確認はできてないところがあるんですけど、申し上げましたとおり見積りを積み上げたというふうな形で、それはまたお出しするということで、この間、ある分についてはお出しするということで約束させていただいたんですけども、あと、今おっしゃられた中で諸経費、消費税、これで1億何ぼということでは、確かに私も見る形では、うわ多いなという印象を持っております。

これにつきましてはですね、確認したところでは国交省が出されています公共建築工事共通費積算基準の率に基づいて出してるということで、若干やっぱり公共工事ということで割高というところは否めないのかなというふうには考えております。

あと、もう少しお金をかけて精査ということでございます。これについても、廃止した施設だからどうのこうのという話になるんですけども、どの程度までお金が許されるのかと、これ、今、議員は100万、200万とおっしゃいましたけど、それぐらいでどの辺までできるかというのはちょっと今の段階でも分かりませんし、それを使っていいのかどうかも判断、大変難しいところじゃな

いかなというふうに考えております。

以上です。

○議長

山口議員。

○7番

その判断するのは町長ですよ。この間の経緯をどのように考えるかですよ。もうこれ以上言いませんけどね、それをどう考えるかだけなんですよ、町長。そら川西部長が答弁できないでしょう、お金のかかることです。だから、町長として今回のこのウォーターパークに対する、この1年半の流れをどう見てるかということですよ。いや、何も問題ないですよと、やってきましたよと思うのか、そうじゃないと。この間、私、3月、6月議会でやりましたけども、12月議会で議決に反対したの、うち3人だけです。それはああいう資料が出てからでしょう。ほかにもあるということはあるでしょうけども、でも住民に対しても去年の7月に出したのはでたらめやったということははっきりしたわけですよ。それはあなたたちも6月議会で副町長が認めたわけですよ。

認めたから、この新しい資料が出ただけども、この新しい資料も信用できるのかというのを私は1週間前に何点か挙げて言ったわけですよ。バックデータを出すって言うてるからそのバックデータをもらえればこっちでも調べますけど、早めにももらえれば調べますけども、私はせつかく15億か何ぼか知りませんが、相当莫大なお金を使ってね、住民の財産としてあるものをそんな簡単にぼいしていいのかと。10分の1で済むってメーカーが言うてるんだから、それにほかのものを足したって全部1億以内で収まるだろうと。それだったら残すべきではないのかという。残さないにしたって、町はそれだけかかっても、あとのランニングコストいっぱい書いてくれてますけども、これを今後、町がするのはもう大変だと、もう全部三郷にお任せするんだから、そっちでいいじゃないかと。いや、そういう意見の人も当然住民の中にはいらっしゃるでしょう。だから、それならそれも含めた議論をすればええわけですよ。

だから、それをやり直すためにも正味幾らかかんねって、これでは納得できないですよって言うてるわけですよ。分かっていただけでしたか。町長、だから、もう1回、100万、200万、高いんか、安いんか、今、即答できないのであれば、そのことについては検討するって答えてもらえますか。

ただ、3月議会で副町長は、私が町の調査だけじゃなしにほかの専門家も入れて、民間のほうでやるってこっちが金出すんやからあれやけど、それにしたってちゃんと現場とか見たり、いろいろチェックするのに町の協力が必要ですから、例えばですよ、そんなことできるかどうか分かりませんが、それをやる

としたら、それについては、副町長、検討しますという言い方してましたから、あれ、3月議会やったと思いますけど。

だから、そういうことも含めてね、ちょっとほんまに、今とにかく廃止したままになって、それはそれで置いて、とにかくやりましょうよ、きちっと。こういうファジーって言うたら言い方悪いけど、概算、概算と言わずに、一定のメーカーさんにきちっと精査してもらって、それで出た数字で議論しましょうよ。それが一番私は公正だと思うんですよ。町長、どうですか。

○議 長

副町長。

○副町長

内容的にもう少し精査すべきという、このことについては全協でお示した部分について、若干そのバックデータがないといった指摘もいただいております。その中で一定、議員や住民の皆さんに納得できる、そういったものに近づけたいと、そういった答弁したというふうに思っています。

先ほど部長が申しあげましたけども、どこまで費用負担がかけられるのかという、このことについては一定内部の協議も必要かなというふうに思います。できるだけ費用負担かけないで、何とかこれまで積み上げてきたことに対して、その辺の根拠資料、そういったものもつくり上げていくと。これがベターかなというふうに思っています。

いずれにしても、行政が現時点でできる精いっぱい資料と、それに伴う説明を行うと、そういったことが今、我々が行うべきことかなというふうに思っています。このことを真摯に行っていくことで御理解をいただきたいというふうに思っています。

○議 長

山口議員。

○7 番

ぜひ、できるだけ早く。今9月で、例えば復活するにしたって来年の、それは使うのはもう7月に入ってからですから、時間はたっぷりあるわけですけどもね。ぜひ、きちっと住民の皆さんが納得できる方向、存続するにしろ、廃止するにしろ、住民の皆さんが納得できるような資料をきちっと出していただいて、それで最終決めていくというふうにしていただくことをお願いしてですね、今、副町長のほうから、その方向でできるだけやるということですので、私の質問はこれで終わらしていただきます。ありがとうございました。

○議 長

それでは、山口議員の一般質問をこれで終了します。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 2 時 3 1 分)